

# 大阪市債権回収対策推進会議 資料

## (令和6年 12月 20日)

(1) 令和6年10月末現在の未収金の状況について	2
(2) 令和6年度後半の取組強化の徹底について	12
(3) 消滅時効期間を経過する予定の債権に対する適切な事務処理の徹底について (令和6年10月末の状況など)	27
(4) 行政区別の未収金残高目標について(令和6年10月末の状況)	31
(5) その他	38

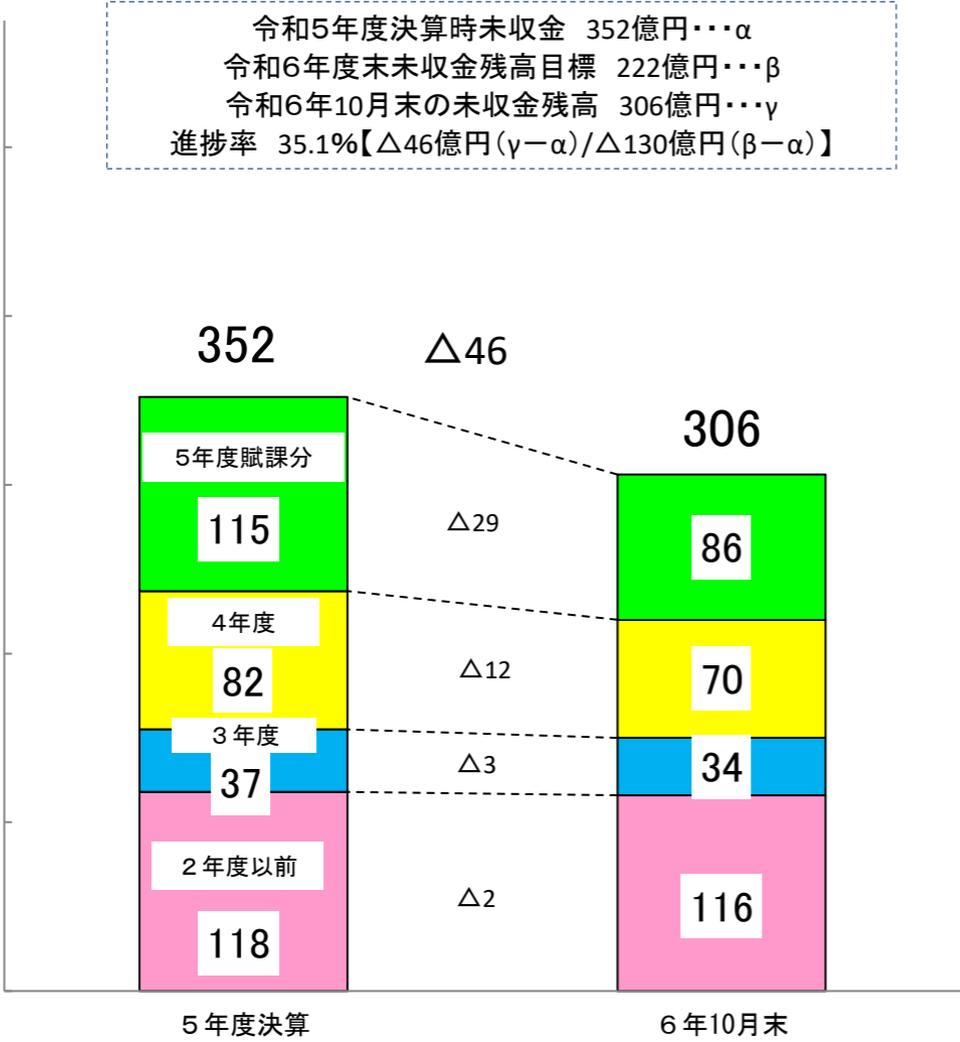
## **議題 1**

**令和6年10月末現在の未収金の状況について**

# 令和5年度決算時未収金の対策状況（令和6年10月末現在）

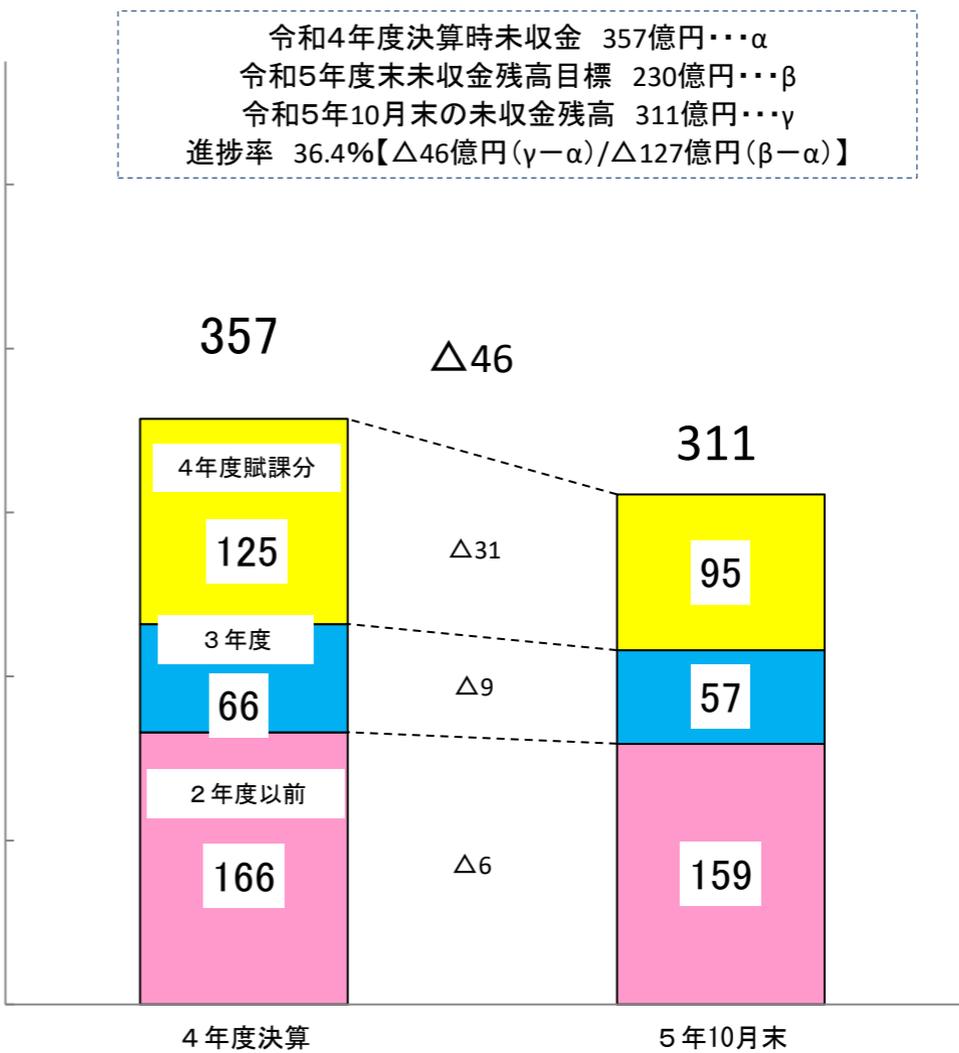
6年度

(単位：億円)



参考 5年度

(単位：億円)

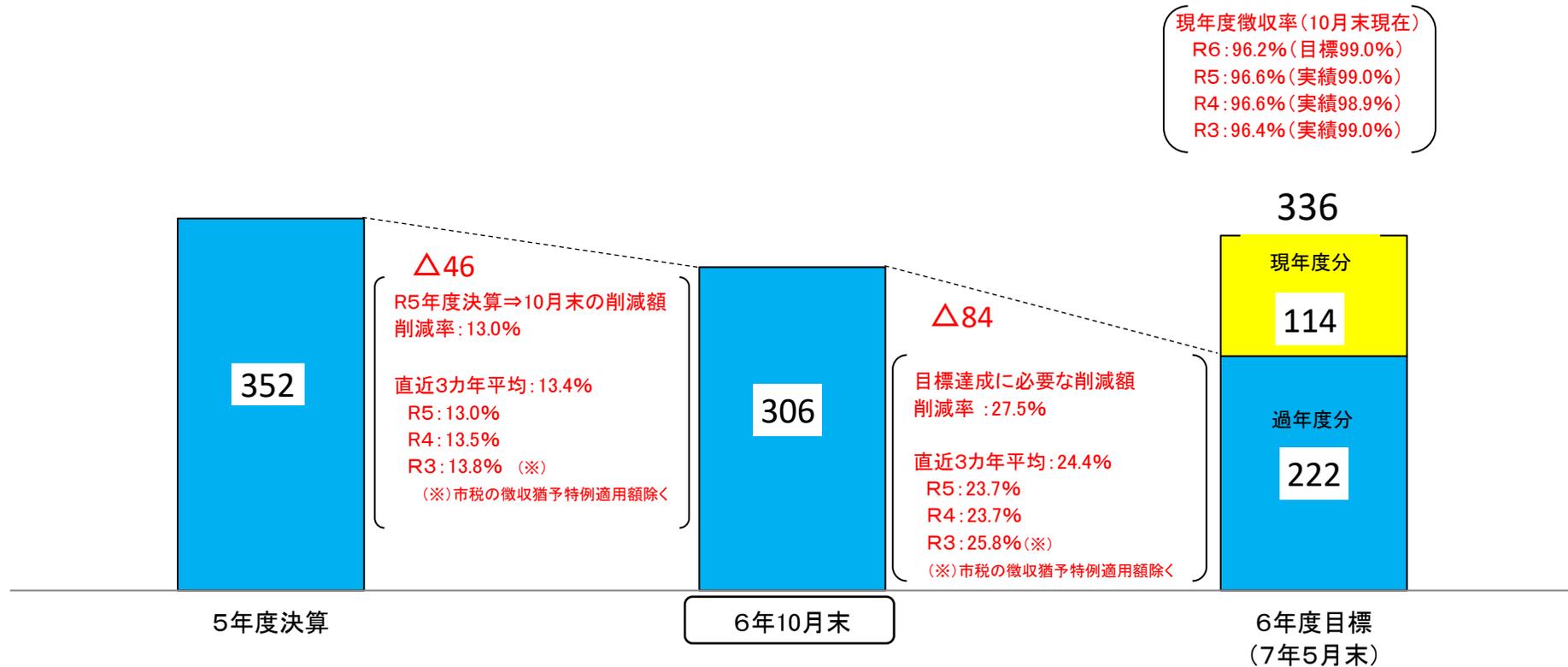


※以下、本資料における計数は、それぞれ四捨五入を行っているため、端数処理の関係上、合計と内訳等が一致しない場合があります。

※以下、本資料における割合(%)は、千円単位で計算しているため、グラフ・表内の計算と一致しない場合があります。

# 令和6年度未収金残高目標達成に向けた令和6年10月末の状況

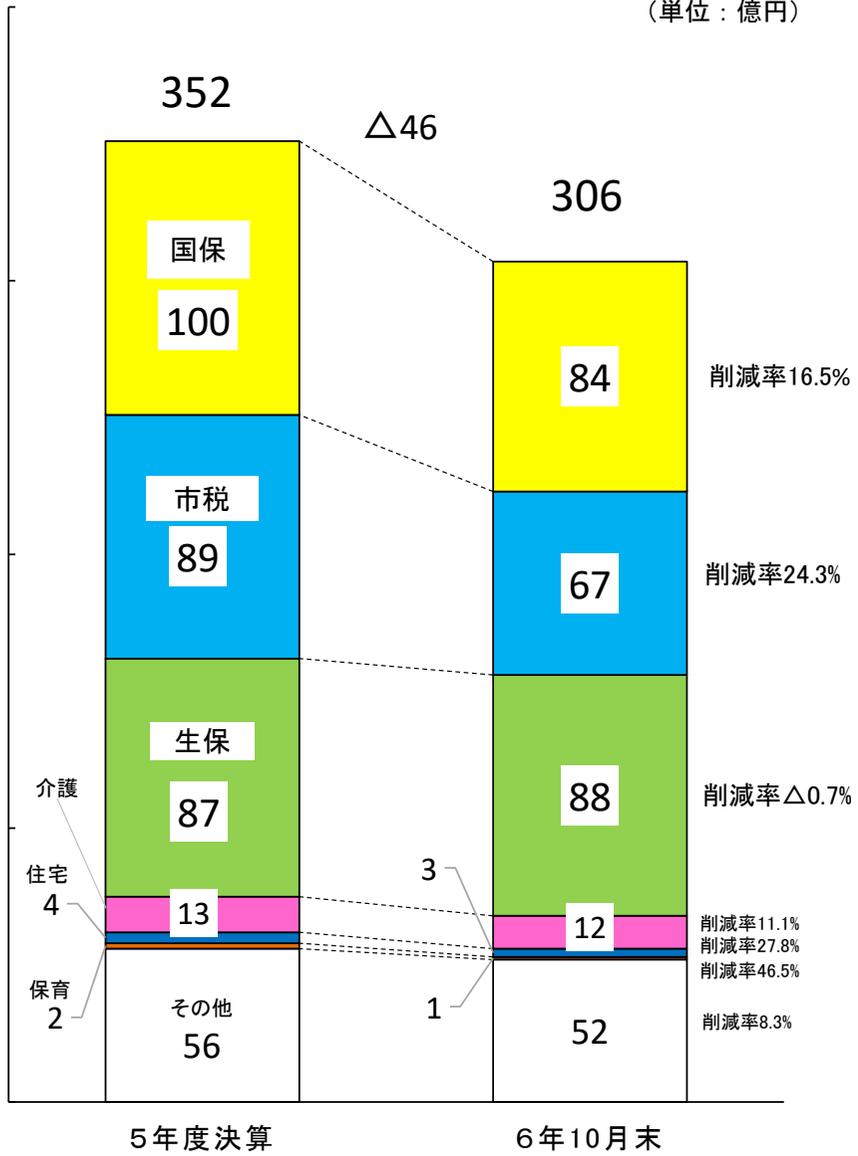
(単位:億円)



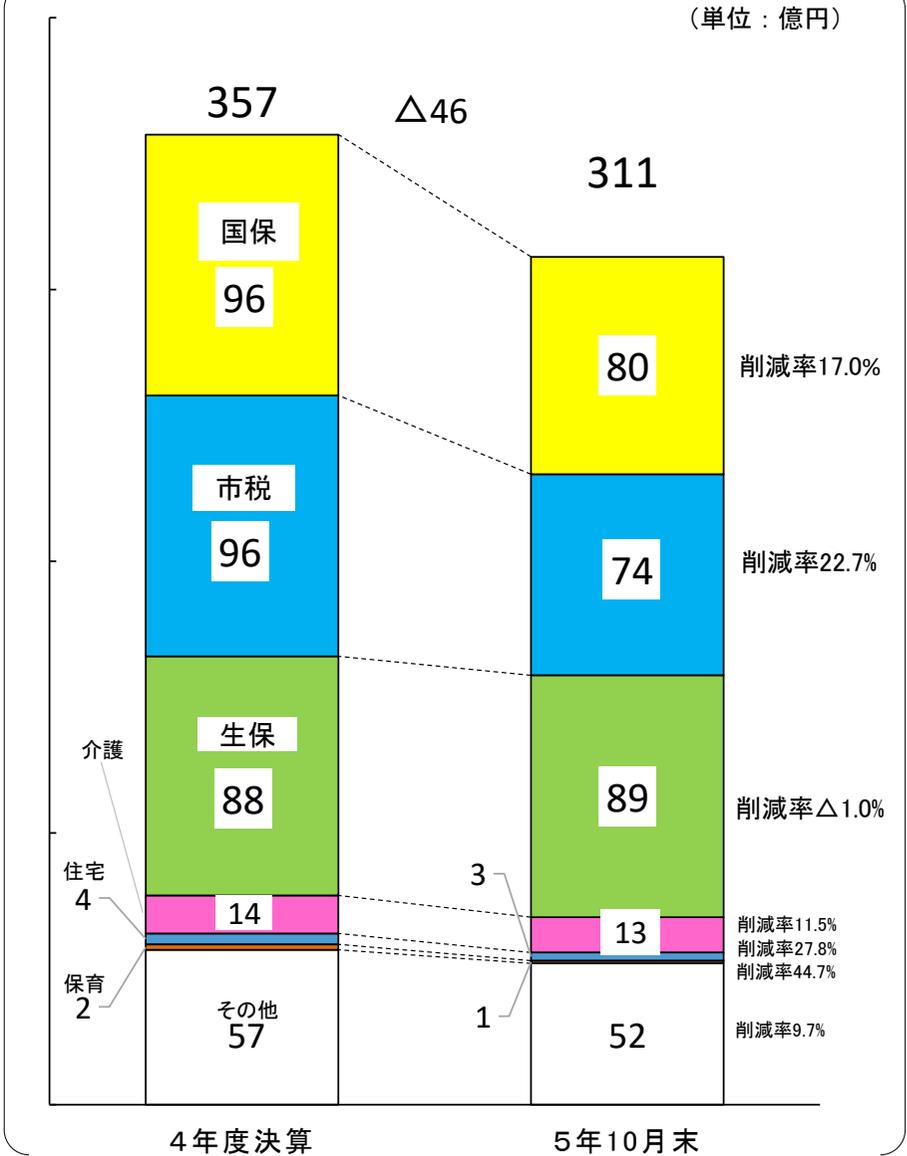
- ・10月末現在の過年度分未収金残高は306億円、令和5年度決算時352億円から46億円減少し、削減率は13.0%となっている。
- ・過年度分については、年度後半に27.5%の削減が必要であり、直近3カ年の平均削減率を上回る取組みが必要である。
- ・現年度分の徴収率は、令和5年度の徴収率を下回っており、目標達成には更なる徴収率の底上げが必要となる。
- ・以上のことから、各所属においては、年度内において、実効性のある未収金残高削減の対策を強化し、市債権回収対策室においては、各所属への継続したヒアリングを実施するなど、進捗管理を強化し、令和6年度未収金残高目標336億円の達成をめざす。

# 令和5年度決算時未収金の主要債権別の状況（令和6年10月末現在）

6年度



参考 5年度



令和5年度決算時未収金の主要債権別対策状況（令和6年10月末現在）

上段: 令和6年度  
参考 下段( ): 令和5年度  
(単位: 千円)

	所属	前年度決算時 未収金残高 A	徴収済額 【過年度分】 B	不納欠損処分等※ 【過年度分】 C	未収金残高 【過年度分】 D=A-B-C	削減率 【過年度分】 E=(A-D)/A	削減率の比較 【過年度分】 Eの上段と下段( )	(参考) 徴収率 【現年度分】 (10月末)
国民健康保険料	福祉局	10,034,907 (9,622,337)	1,530,948 (1,493,630)	124,052 (139,766)	8,379,907 (7,988,941)	16.5% (17.0%)	△ 0.5%	88.9% (90.2%)
市税	財政局	8,898,620 (9,556,426)	2,084,430 (2,202,535)	74,804 (△ 31,656)	6,739,386 (7,385,547)	24.3% (22.7%)	+1.6%	98.2% (98.1%)
生活保護費返還金	福祉局	8,711,696 (8,803,940)	180,477 (156,127)	△ 243,748 (△ 241,800)	8,774,967 (8,889,613)	△ 0.7% (△ 1.0%)	+0.3%	60.3% (57.7%)
介護保険料	福祉局	1,344,664 (1,441,139)	147,553 (164,040)	1,569 (1,319)	1,195,542 (1,275,780)	11.1% (11.5%)	△ 0.4%	97.3% (97.5%)
住宅使用料	都市 整備局	368,780 (368,722)	102,607 (102,431)	0 (0)	266,173 (266,291)	27.8% (27.8%)	+0.0%	97.9% (97.8%)
保育所保育料	こども 青少年局	192,681 (188,556)	82,862 (80,579)	6,774 (3,774)	103,045 (104,203)	46.5% (44.7%)	+1.8%	96.9% (97.0%)
その他の債権	—	5,632,523 (5,705,020)	458,929 (492,746)	8,641 (59,168)	5,164,953 (5,153,106)	8.3% (9.7%)	△ 1.4%	89.2% (91.7%)
合計	—	35,183,871 (35,686,140)	4,587,806 (4,692,088)	△ 27,908 (△ 69,429)	30,623,973 (31,063,481)	13.0% (13.0%)	+0.0%	96.2% (96.6%)

【内訳】

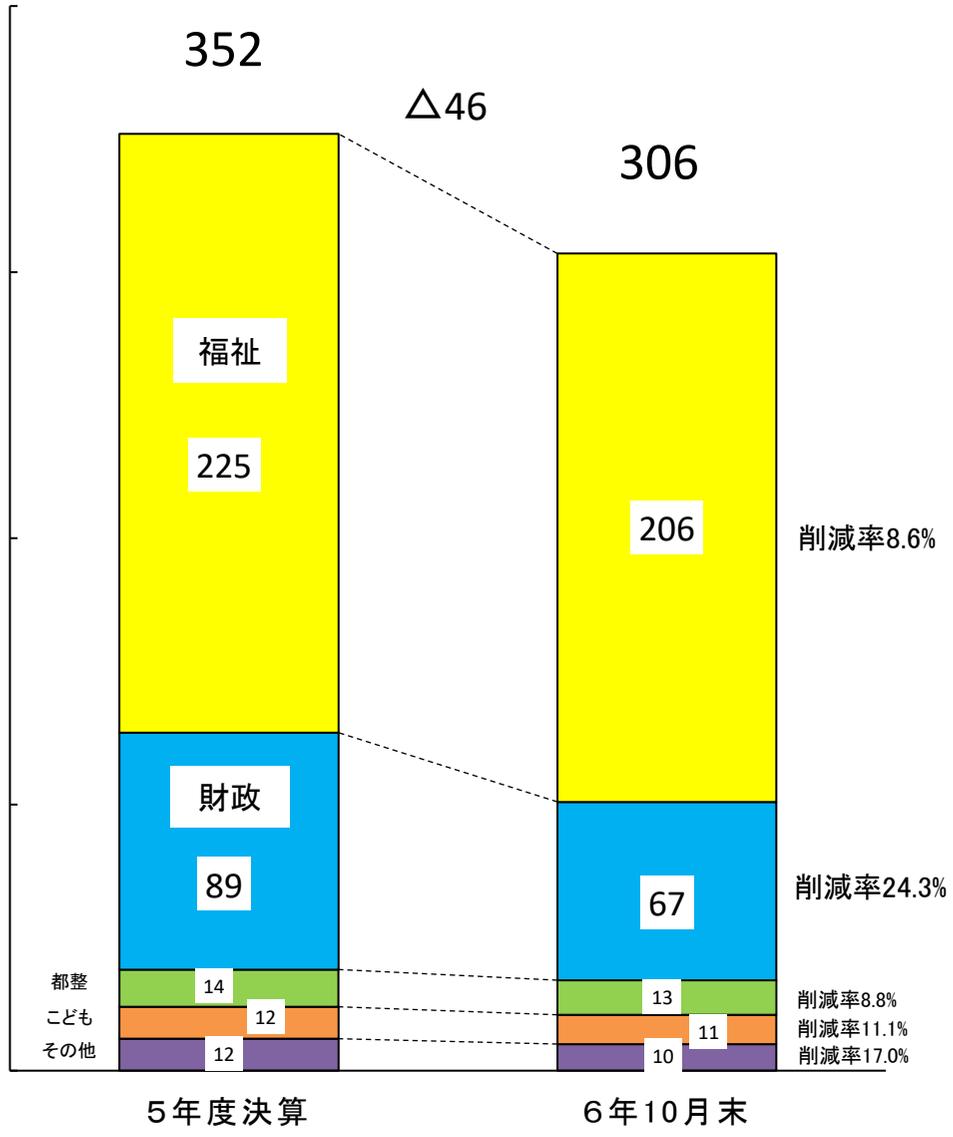
一般会計	—	21,552,485 (22,307,419)	2,558,914 (2,649,915)	△ 164,084 (△ 223,519)	19,157,655 (19,881,023)	11.1% (10.9%)	+0.2%	97.9% (98.0%)
特別会計	—	13,631,386 (13,378,721)	2,028,892 (2,042,173)	136,176 (154,090)	11,466,318 (11,182,458)	15.9% (16.4%)	△ 0.5%	91.1% (91.9%)

※ 不納欠損処分等…不納欠損処分及び調定変更による増減の額

# 令和5年度決算時未収金の所属別の状況（令和6年10月末現在）

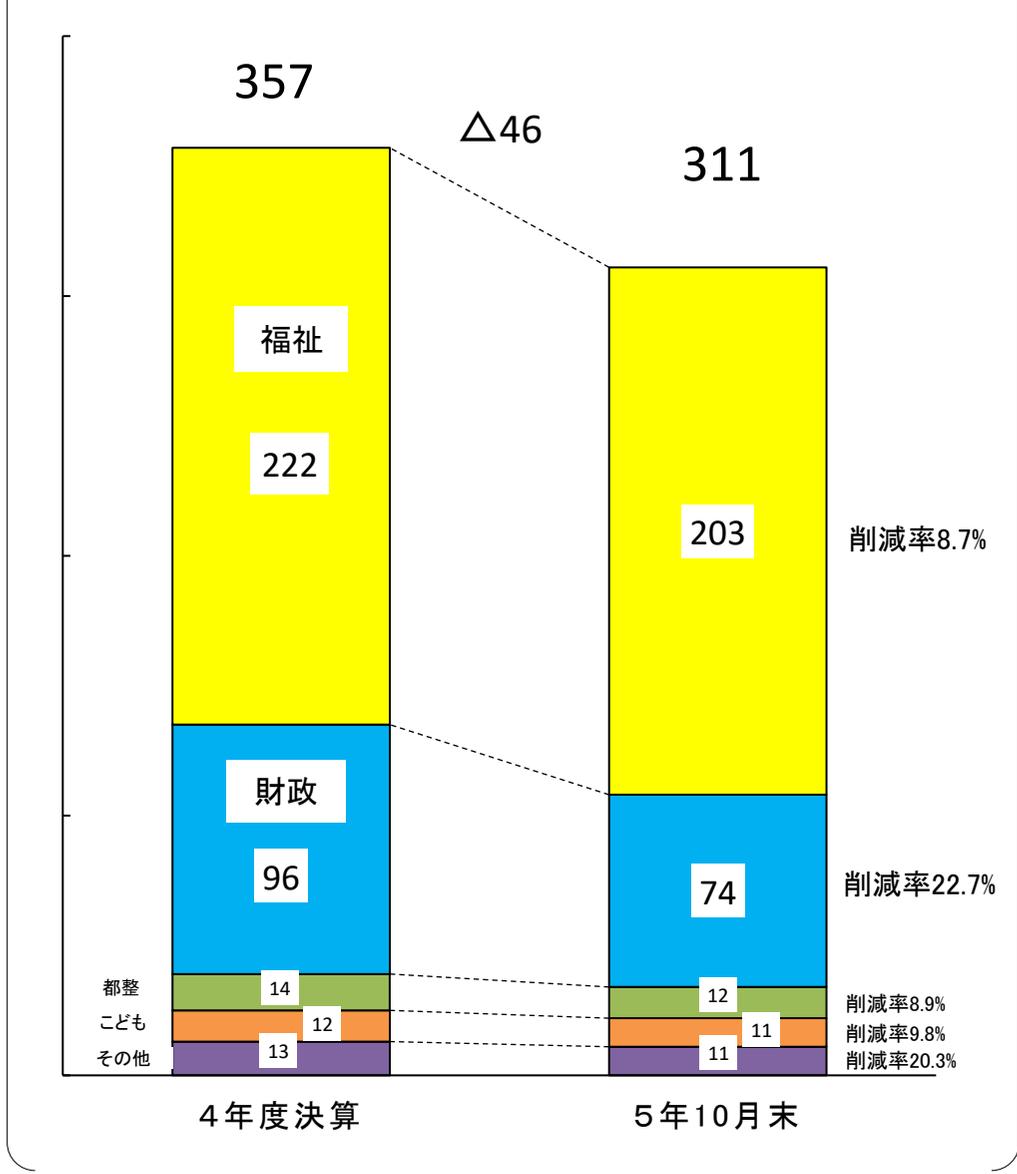
**6年度**

（単位：億円）



**参考 5年度**

（単位：億円）



令和5年度決算時未収金の所属別の状況（令和6年10月末現在）

上段：令和6年度  
下段（）：令和5年度

（単位：千円）

所 属	前年度決算時 未収金残高 A	徴収済額 【過年度分】 B	不納欠損処分等※ 【過年度分】 C	未収金残高 【過年度分】 D=A-B-C	削減率 【過年度分】 E=(A-D)/A	削減率の比較 【過年度分】 Eの上段と下段（）	（参考） 徴収率 【現年度分】 （10月末）
総 務 局	2,174 (2,250)	17 (0)	0 (76)	2,157 (2,174)	0.8% (3.4%)	△ 2.6%	— —
区 役 所	3,517 (21,141)	422 (103)	△ 1 (△ 1)	3,096 (21,039)	12.0% (0.5%)	+11.5%	94.4% (0.0%)
危機管理室	0 (33,388)	0 (102)	0 (33,286)	0 (0)	— (100.0%)	—	— —
経済戦略局	103,383 (111,634)	832 (8,205)	0 (1,489)	102,551 (101,940)	0.8% (8.7%)	△ 7.9%	99.6% (98.9%)
中央卸売市場	7,318 (6,434)	375 (889)	3 (0)	6,940 (5,545)	5.2% (13.8%)	△ 8.6%	99.7% (99.7%)
市民局	6,163 (5,774)	516 (756)	△ 418 (△ 794)	6,065 (5,812)	1.6% (△ 0.7%)	+2.3%	29.3% (28.2%)
財政局	8,899,084 (9,558,021)	2,084,486 (2,203,625)	74,816 (△ 31,657)	6,739,782 (7,386,053)	24.3% (22.7%)	+1.6%	98.2% (98.1%)
契約管財局	77,631 (82,240)	7,265 (10,722)	0 (0)	70,366 (71,518)	9.4% (13.0%)	△ 3.6%	96.5% (96.4%)
計画調整局	0 (1,500)	0 (0)	0 (0)	0 (1,500)	— (0.0%)	—	— —
福祉局	22,505,231 (22,235,315)	2,050,182 (2,019,696)	△ 108,417 (△ 76,653)	20,563,466 (20,292,272)	8.6% (8.7%)	△ 0.1%	89.0% (89.4%)
健康局	1,014 (1,213)	71 (191)	0 (8)	943 (1,014)	7.0% (16.4%)	△ 9.4%	99.7% (99.9%)
子ども青少年局	1,209,209 (1,202,555)	127,703 (115,337)	6,574 (2,697)	1,074,932 (1,084,521)	11.1% (9.8%)	+1.3%	94.2% (94.4%)
環境局	16,606 (17,793)	2,264 (1,283)	△ 300 (584)	14,642 (15,926)	11.8% (10.5%)	+1.3%	86.4% (82.5%)
都市整備局	1,372,720 (1,368,224)	121,313 (121,160)	△ 1 (0)	1,251,408 (1,247,064)	8.8% (8.9%)	△ 0.1%	97.7% (97.6%)
建設局	281,242 (282,185)	141,921 (129,912)	△ 12 (△ 1)	139,333 (152,274)	50.5% (46.0%)	+4.5%	92.3% (95.2%)
大阪港湾局	254,247 (256,361)	993 (2,208)	0 (0)	253,254 (254,153)	0.4% (0.9%)	△ 0.5%	99.9% (99.9%)
消防局	492 (418)	0 (86)	0 (0)	492 (332)	0.0% (20.6%)	△ 20.6%	— —
水道局	243,370 (267,012)	43,714 (67,009)	△ 290 (854)	199,946 (199,149)	17.8% (25.4%)	△ 7.6%	92.8% (94.7%)
教育委員会事務局	200,470 (218,567)	5,732 (10,804)	138 (683)	194,600 (207,080)	2.9% (5.3%)	△ 2.4%	90.5% (89.0%)
市会事務局	0 (14,115)	0 (0)	0 (0)	0 (14,115)	— (0.0%)	—	— —
合 計	35,183,871 (35,686,140)	4,587,806 (4,692,088)	△ 27,908 (△ 69,429)	30,623,973 (31,063,481)	13.0% (13.0%)	+0.0%	96.2% (96.6%)

※ 不納欠損処分等…不納欠損処分及び調定変更による増減の額

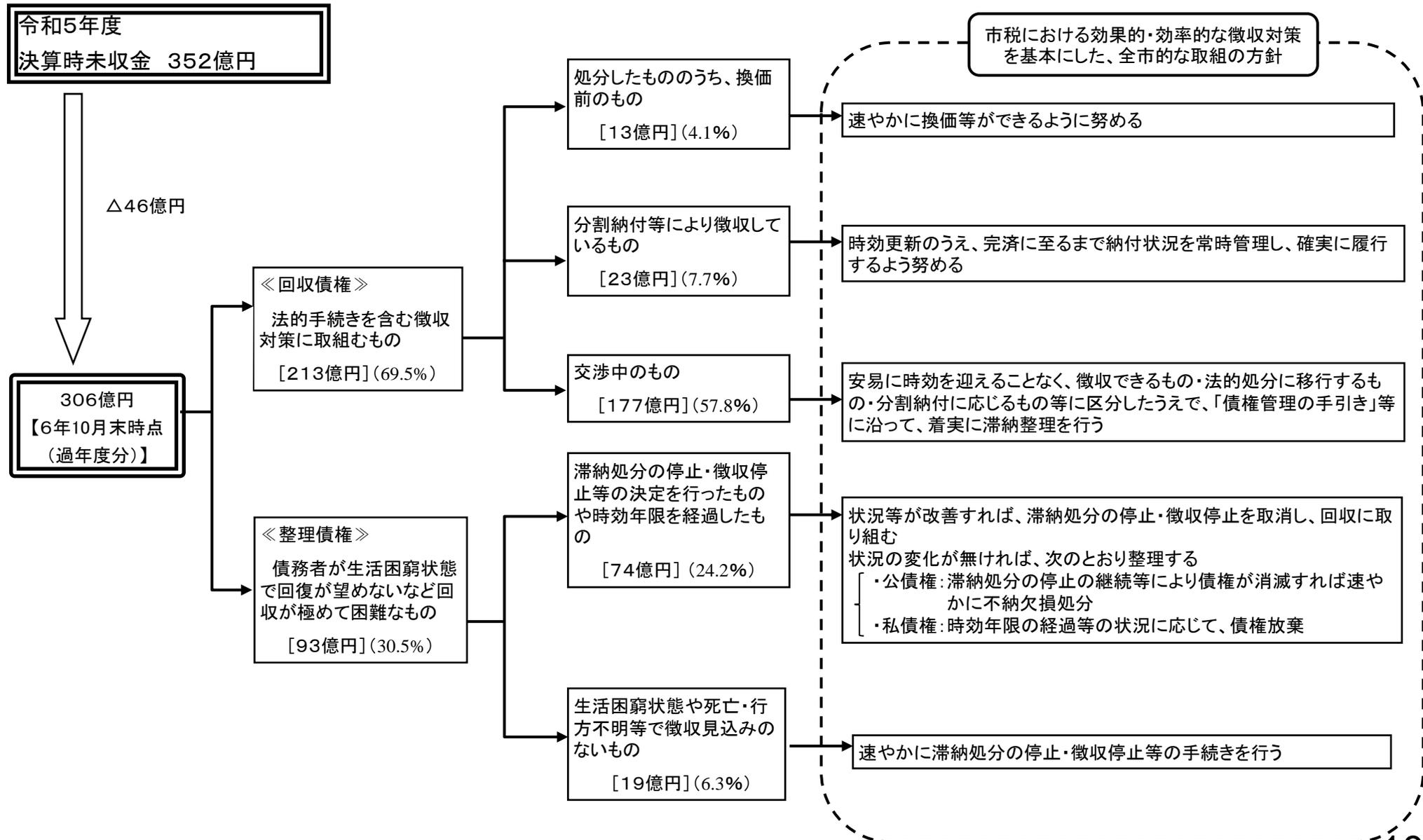
令和5年度決算時未収金のその他主要債権別の状況（令和6年10月末現在）

上段：令和6年度  
参考 下段（）：令和5年度  
（単位：千円）

債権名	所属	前年度決算時 未収金残高 A	徴収済額 【過年度分】 B	不納欠損処分等※ 【過年度分】 C	未収金残高 【過年度分】 D=A-B-C	削減率 【過年度分】 E=(A-D)/A	削減率の比較 【過年度分】 Eの上段と下段（）	(参考) 徴収率 【現年度分】 (10月末)
後期高齢者医療保険料	福祉局	456,553 (456,567)	115,465 (137,860)	△ 508 (2,382)	341,596 (316,325)	25.2% (30.7%)	△ 5.5%	73.1% (73.9%)
生活保護法指定 医療機関等返還金		458,254 (492,292)	1,867 (4,804)	26 (0)	456,361 (487,488)	0.4% (1.0%)	△ 0.6%	100.0% (100.0%)
国民健康保険料(不現住)		143,769 (179,386)	0 (0)	6,417 (8,380)	137,352 (171,006)	4.5% (4.7%)	△ 0.2%	0.0% (0.0%)
国民健康保険給付費返還金		409,899 (388,975)	49,610 (44,275)	2,412 (1,378)	357,877 (343,322)	12.7% (11.7%)	+1.0%	68.5% (74.4%)
介護保険給付費不正・ 不当利得返還金及び加算金		120,827 (128,520)	3,338 (4,643)	2,532 (0)	114,957 (123,877)	4.9% (3.6%)	+1.3%	18.4% (91.9%)
大学奨学費貸付金返還金収入		31,585 (30,654)	984 (653)	347 (0)	30,254 (30,001)	4.2% (2.1%)	+2.1%	78.9% (78.9%)
居宅介護給付費返還金 (居宅生活支援費返還金)		62,519 (63,239)	420 (420)	0 (0)	62,099 (62,819)	0.7% (0.7%)	0.0%	0.0% —
土地賃貸料	契約管財局	71,132 (75,741)	7,265 (10,722)	0 (0)	63,867 (65,019)	10.2% (14.2%)	△ 4.0%	96.5% (96.4%)
母子父子寡婦福祉貸付金	こども青少年局	595,646 (606,138)	24,595 (18,463)	0 (0)	571,051 (587,675)	4.1% (3.0%)	+1.1%	74.2% (73.2%)
児童扶養手当返還金		190,184 (190,710)	13,538 (8,087)	0 (△ 1)	176,646 (182,624)	7.1% (4.2%)	+2.9%	35.7% (37.3%)
児童福祉施設 徴収金		106,420 (95,862)	4,025 (4,134)	597 (0)	101,798 (91,728)	4.3% (4.3%)	+0.0%	53.9% (51.6%)
霊園手数料	環境局	12,122 (13,729)	1,730 (1,135)	△ 300 (201)	10,692 (12,393)	11.8% (9.7%)	+2.1%	86.4% (82.5%)
不正入居等損害金 (市営住宅)	都市整備局	961,469 (955,894)	12,155 (11,400)	0 (0)	949,314 (944,494)	1.3% (1.2%)	+0.1%	2.5% (9.2%)
下水道使用料	建設局	169,708 (171,917)	113,106 (110,672)	0 (0)	56,602 (61,245)	66.6% (64.4%)	+2.2%	92.4% (92.4%)
土地賃貸料 (一般会計)	大阪港湾局	141,105 (141,511)	917 (2,202)	0 (0)	140,188 (139,309)	0.6% (1.6%)	△ 1.0%	99.9% (99.9%)
土地賃貸料相当損害金等		82,543 (82,561)	1 (6)	0 (0)	82,542 (82,555)	0.0% (0.0%)	+0.0%	100.0% (100.0%)
給水料	水道局	111,409 (136,154)	41,308 (65,145)	△ 290 (804)	70,391 (70,205)	36.8% (48.4%)	△ 11.6%	92.8% (94.7%)
学校給食費	教育委員会 事務局	97,291 (109,837)	4,065 (6,494)	0 (0)	93,226 (103,343)	4.2% (5.9%)	△ 1.7%	90.7% (88.8%)
高等学校等奨学金 貸付金返還金		39,088 (40,842)	770 (2,225)	13 (347)	38,305 (38,270)	2.0% (6.3%)	△ 4.3%	76.5% (78.4%)

※ 不納欠損処分等…不納欠損処分及び調定変更による増減の額

# 令和5年度決算時未収金の解消に向けた方向性(令和6年10月末時点)



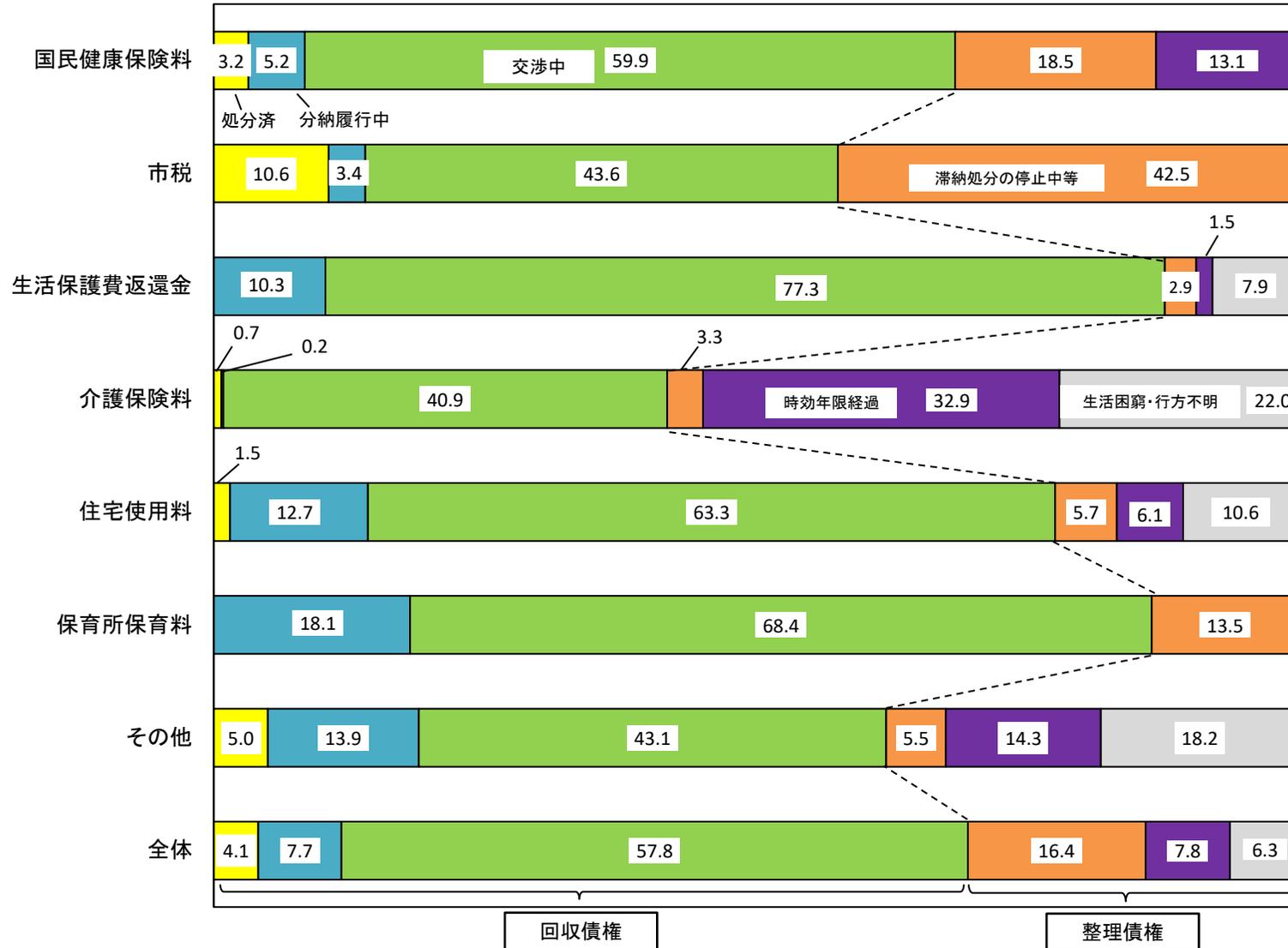
# 令和5年度決算時未収金の整理状況(令和6年10月末時点) ～主要6債権別取組状況の割合～

回収債権

整理債権

■ 処分済み  
 ■ 分納履行中  
 ■ 交渉中  
 ■ 滞納処分の停止中等  
 ■ 時効年限経過  
 ■ 生活困窮・行方不明等

(単位: %)



参考: 未収金残高

84億円

67億円

88億円

12億円

3億円

1億円

52億円

306億円

## 議題 2

令和6年度後半の取組強化の徹底について

## 令和6年度後半の取組について

債権名 国民健康保険料 整理番号 026 【福祉局生活福祉部保険年金課】

過年度分	現年度分
10月末徴収率 15.4% (前年度10月末 15.8%)	10月末徴収率 88.9% (前年度10月末 90.2%)
決算見込徴収率 27.4%(前年度決算 24.9%)	決算見込徴収率 91.5%(前年度決算 91.0%)
目標徴収率 27.4%(前年度目標 25.2%)	目標徴収率 91.5%(前年度目標 92.8%)
主な取り組み	主な取り組み
<p>(1)滞納処分の速やかな執行 財産調査結果及び、財産判明世帯リストを各区に提供し、年度末に向けて効率的な滞納処分を強力に推し進め、速やかに換価することで収納額の確保に努める。</p> <p>(2)納付誓約不履行世帯に対する納付督促の徹底 「納付誓約不履行世帯リスト」や「納付誓約取消世帯リスト」に抽出された世帯に対し、催告書等の送付を徹底し、年度内の自主納付による完納をめざす。</p> <p>(3)長期滞納世帯に対する納付指導の徹底 催告書や来庁勧奨通知書等の送付により、滞納者との接触の機会を捉まえ、生活・財産状況申出書等の各種資料により滞納世帯の実情を把握し、保険料完納を促す指導をより一層徹底する。また、「他保険加入による資格終了世帯にかかるリスト」を局から提供し、差押予告書の送付等によっても自主納付に応じない場合は、差押を実施する。</p> <p>(4)不現住世帯にかかる居住確認調査の徹底 コールセンター及び職員による居住確認調査により、所在不明かつ連絡不能である被保険者については、住民基本台帳担当へ速やかに職権削除を依頼し、不現住世帯の解消に努める。</p> <p>(5)他保険加入世帯にかかる資格適正化の徹底 国民年金システムとの突合により判明した、資格疑義世帯に対し届出勧奨や職権による資格終了登録を確実に行之、不要な調定の削減に努める。</p>	<p>(1) 区長への協力依頼及びOB職員による訪問指導 現年度の収納対策が本格化する11月以降に、各区長へ未収金残高の状況報告と年末からの収納対策への協力を依頼する。 また、未収金残高が目標値と大きく乖離している区に対し、OB職員の訪問指導による、自主納付推進に向けた取り組みや、滞納処分の執行と停止の徹底など未収金残高の縮減につながる支援を行うとともに、年度末に向けてモニタリングを実施することで継続化を図る。</p> <p>(2) 初期滞納世帯に対する納付督促の徹底 督促状の指定期限後に合わせコールセンターより電話督促を実施する。対象者が口座振替不能者の場合は、翌月以降の入金依頼等を合わせて行うとともに、3期以上の滞納世帯へは勧奨文書の一斉送付等、来庁を促し接触を図る取組を強化する。</p> <p>(3) 法定軽減可能世帯に対する賦課適正化の徹底 適正賦課、未納保険料の完納に向け、保険料の法定軽減となる可能性のある未申告世帯のリストを区へ提供し、該当世帯に対する申告指導・納付指導等を実施する。</p> <p>(4) 滞納処分の速やかな執行(過年度分と合わせた取組みのため、過年度を参照)</p> <p>(5) 納付誓約不履行世帯に対する納付督促の徹底(過年度分と合わせた取組みのため、過年度を参照)。</p> <p>(6) 長期滞納世帯に対する納付指導の徹底(過年度分と合わせた取組みのため、過年度を参照)</p> <p>(7) 不現住世帯にかかる居住確認調査の徹底(過年度分と合わせた取組みのため、過年度を参照)</p> <p>(8) 他保険加入世帯にかかる資格適正化の徹底(過年度分と合わせた取組みのため、過年度を参照)</p>

令和6年度 未収債権に関する具体の取組状況(10月末)

福祉局	
債権名 国民健康保険料 整理番号 026	
未収金の解消に向けた取組	未収金の発生抑制に向けた取組
<p>・取組内容</p> <p>・ページ一口座振替受付サービス等を活用した積極的な口座振替の勧奨や、各区の特性に応じた収納率向上に向けた取り組みを継続して実施するとともに、適正に滞納処分の停止が行えるよう、状況把握や整理に向けた取り組みを強化する。また、国保収納業務の経験を有する職員による区職員への直接指導、弁護士職員による不動産差押・換価を前提とした納付交渉や勤務先に対する照会・実地調査の実施等、区と局が一丸となって取り組んでいく。福祉局においては、区職員を対象とした滞納処分業務に関する研修会等を開催し、滞納整理業務のスキルアップを図り、市債権回収対策室(保険年金課分室)においては、財産調査の集約化による効率的な滞納整理事務を進め、給与差押についても継続して実施する。</p> <p>加えて、被保険者証の即時交付に伴い、不要な調定が増加することが懸念されることから、他保険加入等による資格喪失未届世帯に対する届出勧奨や、不現住世帯に係る居住確認調査の徹底により資格を適正化し、不要な調定額の縮減を図る。</p>	<p>・取組内容</p> <p>・引き続き、ページ一口座振替受付サービス等を活用した積極的な口座振替の勧奨や、各区の特性に応じた収納率向上に向けて国保収納業務の経験を有する職員による区職員への直接指導、弁護士職員による不動産差押・換価を前提とした納付交渉の強化や勤務先に対する照会・実地調査に継続して取り組む。市債権回収対策室(保険年金課分室)においては、財産調査の集約化による効率的な滞納整理事務を進め、給与差押についても継続して実施する。各区においては、適正に滞納処分の停止が行えるよう、状況把握や整理に向けた取り組みを強化する。また、他保険加入等による資格喪失未届世帯に対する届出勧奨や、不現住世帯に係る居住確認調査の徹底により資格を適正化を図る。</p> <p>福祉局においては、区職員への業務支援の充実に加え、区職員を対象とした滞納処分業務に関する研修会等を開催し、滞納整理業務のスキルアップを図る。</p> <p>区役所、福祉局、市債権回収対策室(保険年金課分室)が連携を図りながら一丸となって収納対策を実施し、さらなる収納額の確保に努めることで、未収金残高目標及び目標収納率の達成をめざす。</p>
<p>・10月末現在の取組状況</p> <p>1 財産調査結果リストの活用促進による取組について 各区のヒアリングにおいて、毎月提供している財産調査結果リストの具体的な活用方法を周知し、催告書や差押予告等の送付による自主納付の促進及び効率的な滞納処分の実施を要請。また、不納欠損処理に向けた執行停止の促進も要請。</p> <p>2 各区の特性に応じた収納率向上に向けた取り組みを継続して実施するとともに、適正に滞納処分の執行や停止が行えるよう、状況把握や整理に向けた取り組みを実施してきた。福祉局においては、区職員を対象とした滞納処分業務に関する研修会等を8月・9月に開催し、滞納整理業務のスキルアップを図った。市債権回収対策室(保険年金課分室)においては、財産調査の集約化による効率的な滞納整理事務を進め、給与差押についても継続して実施している。</p> <p>・差押予告:13,078世帯(対前年同月比▲1,392世帯) ・差押:4,125世帯(対前年同月比+426世帯) ・停止:6,516世帯(対前年同月比+202世帯) ・給与差押(市債権回収対策室実施分):17世帯(対前年同月比▲9世帯)</p>	<p>・10月末現在の取組状況</p> <p>1 口座振替勧奨の取組について 介護保険料等の増改定に伴い特徴2分の1判定エラーによる特徴不可となった10月からの新たな対象者の未納防止対策として、各区において口座振替勧奨を強化するとともに、Web口座振替受付サービスの積極的な活用により申請件数を増加させた好事例を各区へ情報提供し、市全体の口座振替率の向上に取り組んだ。</p> <p>2 財産調査結果リストの活用促進による取組について 財産調査結果リストを毎月各区へ提供し、具体的な活用方法を周知し、催告書等の送付による自主納付の促進及び滞納処分に効率的に取り組むよう要請。また、併せて執行停止の促進についても要請。</p> <p>3 引き続き、ページ一口座振替受付サービス等を活用した積極的な口座振替の勧奨や、各区の特性に応じた収納率向上に向けた取り組みを継続して実施するとともに、適正に滞納処分の執行や停止が行えるよう、状況把握や整理に向けた取り組みを実施してきた。福祉局においては、区職員を対象とした滞納処分業務に関する研修会等を8月・9月に開催し、滞納整理業務のスキルアップを図った。市債権回収対策室(保険年金課分室)においては、財産調査の集約化による効率的な滞納整理事務を進め、給与差押についても継続して実施している。</p> <p>・新規口座登録世帯数 28,496世帯(対前年同月比▲8,269世帯) ページ利用件数 20,108件(対前年同月比▲11,620件) ・口座振替加入率 47.15%(対前年同月比▲2.49%) ・差押予告:13,078世帯(対前年同月比▲1,392世帯) ・差押:4,125世帯(対前年同月比+426世帯) ・停止:6,516世帯(対前年同月比+202世帯) ・給与差押(市債権回収対策室実施分):17世帯(対前年同月比▲9世帯)</p>

令和6年度後半の取組について

債権名 市税 整理番号 001【財政局税務部収税課】

過年度分	現年度分
<p>10月末徴収率 23.5% (前年度10月末 22.9%)</p> <p>決算見込徴収率 34.9%(前年度決算 32.6%)</p> <p>目標徴収率 34.9%(前年度目標 35.4%)</p>	<p>10月末徴収率 98.2% (前年度10月末 98.1%)</p> <p>決算見込徴収率 99.5%(前年度決算 99.5%)</p> <p>目標徴収率 99.5%(前年度目標 99.5%)</p>
主な取り組み	主な取り組み
<p>○未収金の解消に向けた取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・10月末徴収率は昨年度を上回っているものの、目標徴収率の達成に向けては厳しい状況であるため、対象事案の催告、財産調査、滞納処分の停止等を追加で実施する【12月～1月】(新規)</li> <li>・12月を滞納整理強化月間と位置づけ、特に滞納者と接触を図り取組みを強化する旨の通知を発出する【11月】</li> <li>・情報共有・状況把握のため収納対策担当課長会議を開催する【4回(予定)】</li> <li>・実務的な観点から補足説明や情報共有等を行うため、納税担当係長会議を開催する【3回(予定)】</li> <li>・目標達成へ向けた進捗管理等のため、市税事務所ヒアリングを行い【11月】、状況に応じて対応策を実施する【随時】</li> </ul>	<p>○未収金の解消に向けた取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象事案全件に集中的な滞納整理を実施する【11月～5月】</li> <li>・昨年度の業務実績の検証を踏まえ、催告期限や財産調査を行う時期について、最も効率的になるよう事務所間で統一する【11月】(新規)</li> <li>・取組状況等について情報共有を行うため、納税推進センター委託業者との月に一度の定例会議に各市税事務所の担当者も参加する【11月以降】</li> <li>・情報共有・状況把握のため収納対策担当課長会議を開催する【4回(予定)】</li> <li>・実務的な観点から補足説明や情報共有等を行うため、納税担当係長会議を開催する【3回(予定)】</li> <li>・目標達成へ向けた進捗管理等のため、市税事務所ヒアリングを行い【1月(予定)】、状況に応じて対応策を実施する【随時】</li> </ul> <p>○新たな未収金の発生抑制に向けた取組</p> <p>納期内納付率向上に向けて、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①口座振替利用促進</li> <li>②クレジットカードやスマートフォン決済アプリでの納付などの多様な納付方法の周知</li> <li>③納期限の周知</li> </ol> <p>の取組みを継続して実施する。</p> <p>具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各市税事務所において実施した取組みの実績を集約【3月】</li> <li>・納税通知書や督促状等へ案内周知ビラを同封【随時】</li> <li>・ホームページ、メールマガジン、SMSなどによる周知【随時】</li> <li>・本市(区)広報誌による周知【随時】</li> <li>・本市関連施設、駅共有掲示板、包括連携協定締結企業などへのポスター掲示による周知【1月】</li> <li>・市民税申告時や納付相談時を活用した案内【随時】</li> </ul>

令和6年度 未収債権に関する具体の取組状況(10月末)

財政局	
債権名 市税 整理番号 001	
未収金の解消に向けた取組	未収金の発生抑制に向けた取組
<p>・取組内容</p> <p>①時期別の優先順位を明確にした取組            年度前半(6月～11月)の取組事項            過年度分に優先的に取組み、令和5年度課税分については、各市税事務所一律の徴収率の目標を設定            年度後半(12月～5月)の取組事項            現年度分に優先的に取組み、改めて目標や取組み内容などを設定</p> <p>②効率的で効果的な事務処理の徹底            ア 市税事務所間及び市税事務所と税務部の情報共有、状況把握の徹底            イ 納税推進センター業務の検証と効果的な活用</p> <p>③令和5年度決算内容や取組内容の検証と対応策の実施            ア 他都市との比較などの決算数値の分析            イ 取組内容などについての市税事務所ヒアリングの実施</p>	<p>・取組内容</p> <p>納期内納付率向上に向けて            ①口座振替利用促進            ②クレジットカードやスマートフォン決済アプリでの納付などの多様な納付方法の周知            ③納期限の周知            の取組みを継続して実施していく。            具体的には、            ・納税通知書や督促状等へ案内周知ビラを同封            ・ホームページ、メールマガジン、SMSなどによる周知            ・本市(区)広報誌による周知            ・本市関連施設、駅共有掲示板、郵便局などへのポスター掲示による周知            ・市民税申告時や納付相談時を活用した案内 など</p>
<p>・10月末現在の取組状況</p> <p>①年度前半の取組            (過年度分について)            令和5年度課税分について、各市税事務所一律の徴収率を目標として設定【6月】            (現年度分について)            対象事案全件に集中的な滞納整理を実施する旨の通知を各市税事務所あて発出【10月】</p> <p>②ア            ・情報共有や状況把握のため、収納対策担当課長会議を開催(8回)            ・実務的な観点から補足説明や情報共有等を行うため、今年度新たに納税担当係長会議を開催(3回)</p> <p>②イ            ・納税推進センターの効果的な活用のため、業務内容についての検証を実施【4月～7月】</p> <p>③ア            昨年度決算関連数値や他都市との比較の詳細な分析及び検証を行い、本市の課題などについて各市税事務所へ説明【8月】</p> <p>③イ            ・昨年度の取組内容等の検証などのため、市税事務所ヒアリングを実施【7月】            ・目標達成に向けた進捗管理等のため、各市税事務所を訪問し、課題の共有や対応策を実施【8月～10月】</p>	<p>・10月末現在の取組状況</p> <p>①口座振替利用促進            ②クレジットカードやスマートフォン決済アプリでの納付などの多様な納付方法の周知            ③納期限の周知            の取組みを継続して実施した</p> <p>具体的には、            ・各市税事務所において実施する取組みの集約【6月】            ・納税通知書や督促状等へ案内周知ビラを同封【随時】            ・ホームページ、メールマガジン、SMSなどによる周知【随時】            ・本市(区)広報誌による周知【随時】            ・本市関連施設、駅共有掲示板、包括連携協定締結企業などへのポスター掲示による周知【8月、10月】            ・納付相談時を活用した案内【随時】</p>

## 令和6年度後半の取組について

債権名 生活保護費返還金(保護費収入) 整理番号 016 【福祉局生活福祉部保護課】

過年度分	現年度分
<p>10月末徴収率 2.0% (前年度10月末 1.7%)</p> <p>決算見込徴収率 3.5%(前年度決算 3.4%)</p> <p>目標徴収率 3.5%(前年度目標 3.9%)</p>	<p>10月末徴収率 60.3% (前年度10月末 57.7%)</p> <p>決算見込徴収率 74.0%(前年度決算 73.7%)</p> <p>目標徴収率 74.0%(前年度目標 70.9%)</p>
主な取り組み	主な取り組み
<ul style="list-style-type: none"> <li>・過年度の法第78条徴収金及び法第77条の2徴収金については、他区申出徴収(債務者が債権管理区で保護廃止となり、市内他区で保護を受給している場合に、他区の保護費から天引きで徴収する制度)の推進を引き続き行い、過年度徴収率の向上を目指す。</li> <li>・資力を回復した債務者への財産調査を実施するとともに、差押可能な財産が発覚した場合は差押えを行い、調査の結果財産がない場合は、滞納処分 of 停止や徴収停止を行う。</li> <li>・相続人調査を行う会計年度任用職員を各実施機関に配置し、債務者が死亡した債権の相続状況を適切に把握し、必要に応じて相続人への納付交渉や債権放棄の検討を行う。</li> <li>・時効年限を経過した債権の不納欠損処分を適切に行うとともに、実質的に徴収が不納となった破産免責決定を受けた者や相続人不存在の者に対する債権について、債権放棄を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現年度の法第78条徴収金及び法第77条の2徴収金について、発生時に申出徴収を徹底するよう、各実施機関で目標徴収率を設定し、達成に向けて経理事務監査において個別選定ケースの確認・助言を行う。また、適宜、各実施機関の申出徴収の実施率を算出し、生活支援担当課長会を通じて公表するなど、引き続き申出徴収の推進に向けた取組みを進める。</li> <li>・各実施機関の経理担当者に対する研修会を実施し、新規発生債権の早期完納に向けた納付交渉や、破産手続き開始以降免責許可決定までの債権管理に関する説明を行う等、債権の回収及び整理への意識向上を図る。</li> <li>・少額滞納債権に係る徴収の徹底により効率的な債権管理を目指すこととし、具体的な対象者リストを周知したうえで、各実施機関の少額滞納債権完納に向けた取組みを促す。</li> </ul>

## 令和6年度 未収債権に関する具体の取組状況(10月末)

福祉局	
債権名 生活保護費返還金      整理番号 016	
未収金の解消に向けた取組	未収金の発生抑制に向けた取組
<p>・取組内容</p> <p>・令和5年度に債務者死亡債権で相続人が不存在の債権に関する債権放棄を初めて実施し、令和6年度は全実施機関に対し照会を行い、必要に応じ債権放棄を進める。</p> <p>・各実施機関及び福祉局保護課の滞納処分担当で、年間取組スケジュールを策定したうえで、各取組み事項について客観的数値化による評価を行い、各実施機関における未収金削減に向けた取り組みを推進する。</p> <p>・コンビニ納付・ペイ払いにより支払いが可能であることについて、保護廃止の債務者に対し通知するため、債務承認書受領後のタイミングで、納付書に周知ビラを同封する。</p>	<p>・取組内容</p> <p>・経理事務監査において、年間重点取組みスケジュールに応じた個別ケース(出納整理閉鎖まで未納のままとなっていた現年度少額債権、滞納処分可能な債権、他区申出徴収が可能な債権)を選定し、点検することで、具体的な改善点に関する助言を行い、組織的な意識改革を促す。</p> <p>・年度末前(2月～3月)に未納者リストを作成し、各実施機関へ配付し、個人の収入状況に合わせた納付計画も含めた納付交渉の徹底を促す。</p>
<p>・10月末現在の取組状況</p> <p>相続人が不存在の債権に関する債権放棄について、全実施機関に照会を行い、報告された債権の内容精査を行っている。</p> <p>滞納処分可能な債権のうち、「就労自立」による廃止となった債権を選定し、優先的に財産調査を実施する等、差押に向けて効率的な財産調査の取組みを進めている。</p>	<p>・10月末現在の取組状況</p> <p>経理事務監査において、口座振替による徴収について、資金不足等により口座不能となった者のうち申出徴収が可能な債権については、申出徴収への変更を促し、他区の状況について情報提供を行っている。また、申出徴収可能な少額債権について、1回きりの申出徴収が可能であることを周知し、少額債権の完納に繋げている。</p>

区役所で徴収事務を行っている債権の状況(10月末現在)

債権名: 生活保護費返還金

	令和6年度 10月末徴収率(A)		令和5年度 10月末徴収率(B)		対前年同月比 (A)-(B)	
	過年度	現年度	過年度	現年度	過年度	現年度
大阪市合計	2.0%	60.1%	1.7%	57.4%	0.3%	2.7%
24区平均	2.5%	57.4%	1.8%	56.3%	0.7%	1.1%
北区	2.8%	69.5%	1.8%	58.5%	1.0%	11.0%
都島区	1.7%	56.2%	1.9%	45.7%	-0.2%	10.5%
福島区	8.7%	53.3%	3.2%	69.0%	5.5%	-15.7%
此花区	3.0%	59.6%	2.6%	61.2%	0.4%	-1.6%
中央区	3.3%	52.5%	1.7%	55.7%	1.6%	-3.2%
西区	4.9%	41.5%	2.5%	59.2%	2.4%	-17.7%
港区	2.1%	72.1%	1.2%	46.4%	0.9%	25.7%
大正区	2.3%	43.8%	1.2%	42.2%	1.1%	1.6%
天王寺区	1.7%	57.9%	0.7%	71.4%	1.0%	-13.5%
浪速区	0.9%	56.9%	1.0%	52.3%	-0.1%	4.6%
西淀川区	1.6%	31.0%	2.3%	51.2%	-0.7%	-20.2%
淀川区	1.9%	65.0%	1.2%	50.7%	0.7%	14.3%
東淀川区	1.1%	64.2%	1.9%	59.7%	-0.8%	4.5%
東成区	0.8%	28.4%	1.0%	51.6%	-0.2%	-23.2%
生野区	1.9%	76.6%	1.6%	59.7%	0.3%	16.9%
旭区	3.1%	54.0%	3.2%	55.6%	-0.1%	-1.6%
城東区	2.5%	50.8%	2.4%	62.4%	0.1%	-11.6%
鶴見区	3.7%	79.5%	2.9%	59.7%	0.8%	19.8%
阿倍野区	1.0%	45.9%	1.1%	57.3%	-0.1%	-11.4%
住之江区	2.7%	70.2%	1.0%	42.6%	1.7%	27.6%
住吉区	3.1%	58.8%	1.7%	56.2%	1.4%	2.6%
東住吉区	2.1%	67.9%	1.9%	66.5%	0.2%	1.4%
平野区	1.3%	59.8%	1.5%	49.5%	-0.2%	10.3%
西成区	1.6%	61.2%	2.0%	65.9%	-0.4%	-4.7%

## 令和6年度後半の取組について

債権名 介護保険料 整理番号 064 【福祉局高齢者施策部介護保険課】

過年度分	現年度分
<p>10月末徴収率 11.0% (前年度10月末 11.4%)</p> <p>決算見込徴収率 18.3%(前年度決算 17.3%)</p> <p>目標徴収率 18.3%(前年度目標 18.3%)</p>	<p>10月末徴収率 97.3% (前年度10月末 97.5%)</p> <p>決算見込徴収率 98.8%(前年度決算 98.9%)</p> <p>目標徴収率 98.8%(前年度目標 98.6%)</p>
主な取り組み	主な取り組み
<p>①から⑤については、現年度とあわせた取り組みのため、現年度を参照。</p> <p>⑥時効間近の滞納保険料に対する納付勧奨 2年の時効を迎える滞納保険料に対し、年2回催告書及び納付勧奨文書の送付を行う。</p> <p>⑦滞納処分の停止について 本市の滞納処分の停止基準に定めた要件を満たす場合は、順次、滞納処分の停止を行う。</p>	<p>①滞納処分の実施を見据えた滞納者への徴収強化 第1段階(生活保護費受給者等)を除くすべての段階(非課税層を含む)の滞納者について、財産調査を徹底し、差押を実施するなど滞納保険料の徴収強化を図る。</p> <p>②民間委託業者の電話・訪問等の納付督促による早期滞納者等の徴収強化 65歳到達による資格取得後、特別徴収(年金から介護保険料を徴収)が開始されるまでの早期滞納者への電話・訪問等の納付督促を行う。</p> <p>③各区による早期滞納者・高額滞納者への徴収強化 年間を3期に分けて実施する収納対策を行う。滞納状況・納付状況を分析し、各区において納付督促文書や差押予告等を送付し、積極的に滞納者との接触を図る。</p> <p>④被保険者資格の適正化 不現住者に対する被保険者資格の適正化により、不現住と疑われる者への速やかな現地調査の実施並びに住民基本台帳の職権削除依頼を行い、不必要な保険料賦課の削減を行う。</p> <p>⑤ナッジ理論を活用し、未納によるリスクを分かり易く伝えるビラを滞納者に送付督促状や催告書に同封し、滞納保険料の納付を促し、未収金の発生を防止することを目指す。</p>

令和6年度 未収債権に関する具体の取組状況(10月末)

福祉局	
債権名 介護保険料 整理番号 064	
未収金の解消に向けた取組	未収金の発生抑制に向けた取組
<p>・取組内容</p> <p>①滞納処分の実施を見据えた滞納者への徴収強化 第1段階(生活保護費受給者等)を除くすべての段階(非課税層を含む)の滞納者について、財産調査を徹底し、差押を実施するなど滞納保険料の徴収強化を図る。</p> <p>②民間委託業者の訪問徴収等の納付督促による早期滞納者等の徴収強化 65歳到達による資格取得後、特別徴収(年金から介護保険料を徴収)が開始されるまでの早期滞納者への電話・訪問等の納付督促を行う。</p> <p>③各区による早期滞納者・高額滞納者への徴収強化 年間を3期に分けて実施する収納対策を行う。滞納状況・納付状況を分析し、各区において納付督促文書や差押予告等を送付し、積極的に滞納者との接触を図る。また、市債権回収対策室と連携し、最終催告書を送付するなど徴収強化を図る。</p> <p>④被保険者資格の適正化 不現住者に対する被保険者資格の適正化により、不現住と疑われる者への速やかな現地調査の実施並びに住民基本台帳の職権削除依頼を行い、不必要な保険料賦課の削減を行う。</p> <p>⑤時効間近の滞納保険料に対する納付勧奨 2年の時効を迎える滞納保険料に対し、年2回催告書及び納付勧奨文書の送付を行う。</p> <p>⑥滞納処分の停止について 本市の滞納処分の停止基準に定めた要件を満たす場合は、順次、滞納処分の停止を行う。</p>	<p>・取組内容</p> <p>・ナッジ理論を活用し、未納が続いた際のリスクを分かり易く伝えるビラを滞納者に伝える。</p>
<p>・10月末現在の取組状況</p> <p>①【令和6年9月末実績】・財産調査件数:261,298件 ・差押件数:331件 ・差押金額:23,215千円 ②【令和6年9月末実績】・早期督促:169,288千円 ・中長期督促【令和6年6月末実績】11,535千円 ③第1次対策期間の取組みを7月から10月にかけて、各区において一定額以上の滞納者を対象として納付督促文書を送付し、積極的に滞納者との接触を図った。 ④【令和6年9月末実績】調定削減額 16,248千円 ⑤令和6年9月1日 5,772件発送 ⑥停止を行った滞納者 321人 停止を行った金額 36,462千円(令和6年9月末)</p>	<p>・10月末現在の取組状況</p> <p>・ナッジ理論を活用したビラを督促状及び催告書に同封し送付。</p>

## 令和6年度後半の取組について

債権名 住宅使用料 整理番号 001 【都市整備局住宅部管理課】

過年度分	現年度分
<p>10月末徴収率 27.8% (前年度10月末 27.8%)</p> <p>決算見込徴収率 32.5%(前年度決算 32.5%)</p> <p>目標徴収率 29.8%(前年度目標 27.8%)</p>	<p>10月末徴収率 97.9% (前年度10月末 97.8%)</p> <p>決算見込徴収率 99.6%(前年度決算 99.6%)</p> <p>目標徴収率 99.6%(前年度目標 99.6%)</p>
主な取り組み	主な取り組み
<ul style="list-style-type: none"> <li>・退去滞納者については、文書督促や現地訪問督促を実施する。督促を行うも支払いのない者に対しては、速やかに債権回収を専門的に行っている弁護士法人に委託し、収納率の向上を図る。</li> <li>・委託先において督促を行うも支払いがない者に対しては、速やかに法的措置への移行を図る。</li> <li>・所在不明の者については、引き続き定期的な住民票の取得を行うとともに、住民基本台帳システムとの連携システムを活用し、早期の転居先の把握に努める。</li> <li>・督促を行うも支払いに応じず時効到来する恐れのある者に対しては、引き続き支払督促の取り組みを実施する。</li> <li>・時効の近い債権について、徴収・調査を継続か整理すべきかの精査を行い、徴収困難な債権は整理債権として分類し、効率的な徴収に努める。</li> <li>・破産などで免責を受けたものに対して債権放棄へ向けた手続きを進める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;都市整備局&gt;</li> <li>・指定管理者から引継がれ局で管理している滞納者に対し、電話督促や文書による納付指導などを集中的に行い、目標数値を上回るよう徴収に努める。</li> <li>・滞納期間3ヶ月以上のもので明渡請求の内容証明を発送したものについては、明渡訴訟移行前に訪問員による支払指導や即決和解の手続きへ誘導するなど細やかな対応を行っていく。</li> <li>・日中不在等により連絡が取れない滞納者については、帰宅する夜間に電話督促を行い、徴収の強化を図る。</li> <li>・指導に従わない和解不履行者に対し、早期に強制執行を申立て、納付を促す。</li> <li>・訴訟提起等の法的措置対象者で、反応のない者について、現地へ訪問し、実態を把握するとともに納付指導を行い、徴収の強化を図る。</li> <li>・滞納期間3ヶ月未満の入居中の滞納者を対象に、裁判所に対する支払督促手続きを行うことにより徴収の強化を図る。</li> <li>・口座振替の実施率の向上を目指すため、令和7年度に向けてオンライン申請も可能とするよう検討中。</li> <li>&lt;指定管理者&gt;</li> <li>・局に引継ぐ前の3ヶ月未満の短期滞納者に対し、電話督促や呼出しによる納付指導などを集中的に行い、目標数値を上回るよう徴収に努める。</li> <li>・日中不在等により連絡が取れない滞納者については、帰宅する夜間や休日に電話督促を行い、短期の納付忘れを防止するなど徴収の強化を図る。</li> <li>・局への引継ぎ対象となる3ヶ月以上の長期滞納者に対し、局への引継ぎ後は明渡訴訟や強制執行手続き等の法的措置に移行する旨の説明をこれまで以上に徹底するなど、督促強化を図り、早期の滞納解消に努める。</li> <li>・引き続き、口座振替・代理納付実施率の向上を目指す。特に新規申込者への口座振替手続きの勧奨を重点的に実施する。</li> </ul>

## 令和6年度 未収債権に関する具体の取組状況(10月末)

都市整備局	
債権名 住宅使用料      整理番号 001	
未収金の解消に向けた取組	未収金の発生抑制に向けた取組
<p>・取組内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・退去滞納者や相続人で所在不明の者については、引き続き定期的な住民票の取得を行うとともに、住民基本台帳との連携システムを活用し、早期の転居先の把握に努める。</li> <li>・所在の判明している退去滞納者に対して、引き続き文書督促や現地訪問督促を実施する。督促を行うも支払いのない者に対しては速やかに債権回収を専門的に行っている弁護士法人への退去滞納催告委託案件とする。</li> <li>・委託先より、保証人に対しても支払説得依頼通知を発送する。</li> <li>・分割納付を誓約している者については、常に履行状況を確認し不履行になった場合には速やかに委託先より催告を行う。</li> <li>・委託先において催告を行うも支払いがない者に対しては、速やかに法的措置への移行を図る。</li> <li>・滞納期間3ヶ月未満の入居中の滞納者で、督促を行うも支払いに応じず時効到来する恐れのある者に対しては、引き続き支払督促の取り組みを実施する。</li> </ul>	<p>・取組内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・滞納期間3ヶ月までの短期滞納については、指定管理者において、文書・電話による納付勧奨や、保証人に対して滞納者への納付説得依頼文書の発送を引き続き実施。また定期的な研修を通じ滞納整理の取り組み強化を図る。</li> <li>・滞納期間3ヶ月以上のもので明渡請求の内容証明を発送したのものについては、明渡訴訟移行前に訪問員による支払指導や即決和解の手続きへ誘導するなど細やかな対応を行っていく。</li> <li>・即決和解申出者に対し和解期日までの毎月の収納状況を管理し、滞納額を増やさないために電話及び文書による督促を引き続き実施する。また、即決和解当日不出頭者には、翌月に取消通知を発送する。</li> <li>・引き続き、口座振替・代理納付実施率の向上を目指す。特に新規申込者に重点的に勧奨する。また令和7年度に向けてオンライン申請も可能とするよう検討中。</li> </ul>
<p>・10月末現在の取組状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・退去滞納者については、文書督促や現地訪問督促を実施している。督促を行うも支払いのない者に対しては、速やかに債権回収を専門的に行っている弁護士法人に委託し、収納率の向上を図っている。(10月末時点委託案件回収額: 4,699千円)</li> <li>・委託先において督促を行うも支払いがない者に対しては、速やかに法的措置への移行を行っている。(10月末時点債権差押申立件数: 19件 取立件数: 13件)</li> <li>・所在不明の者については、引き続き定期的な住民票の取得を行うとともに、住民基本台帳システムとの連携システムを活用し、早期の転居先の把握に努めている。</li> <li>・督促を行うも支払いに応じず時効到来する恐れのある者に対しては、引き続き支払督促の取り組みを実施していく。</li> <li>・破産などで免責を受けたものに対する債権放棄の実施に向けて準備を行っている。</li> </ul>	<p>・10月末現在の取組状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・滞納期間3ヶ月までの短期滞納については、指定管理者において、文書・電話による督促や、保証人に対して滞納者への納付説得依頼文書の発送を引き続き実施するとともに、定期的な研修を通じ滞納整理の取り組み強化を図っている。</li> <li>・滞納期間3ヶ月以上のもので明渡請求の内容証明を発送したのものについては、明渡訴訟移行前に訪問員による支払指導や即決和解の手続きへ誘導する取組を実施している。(10月末時点即決和解申出件数: 110件)</li> <li>・即決和解申出者に対し和解期日までの毎月の収納状況を管理し、滞納額を増やさないために電話及び文書による督促を実施。また、即決和解当日不出頭者には、翌月に取消通知を発送している。</li> <li>・引き続き、口座振替・代理納付実施率向上のための取組を行っている。特に新規申込者に重点的に勧奨する。また令和7年度に向けてオンライン申請も可能とするよう検討中。</li> </ul>

## 令和6年度後半の取組について

債権名 保育所保育料 整理番号 030 【こども青少年局幼保施策部幼保企画課】

過年度分	現年度分
<p>10月末徴収率 44.6% (前年度10月末 43.6%)</p> <p>決算見込徴収率 53.1%(前年度決算 52.1%)</p> <p>目標徴収率 52.1%(前年度目標 45.0%)</p>	<p>10月末徴収率 96.9% (前年度10月末 97.0%)</p> <p>決算見込徴収率 98.4%(前年度決算 97.9%)</p> <p>目標徴収率 98.4%(前年度目標 98.4%)</p>
主な取り組み	主な取り組み
<ul style="list-style-type: none"> <li>・滞納処分がすみやかに実施できるよう、財産や居所の調査を徹底的に行う。</li> <li>・集中的に取り組む対象者には、早い段階から個人の携帯や家庭の電話に架電もしくは訪問し督促に取り組む。また、応じない場合は、職場へも電話を行う。</li> <li>・電話での対応や納付状況を確認の上、最終催告書の納期後、滞納者の生活状況を考慮しつつ差押え等の滞納処分を実施する。</li> <li>・より換価しやすい預貯金・給与・生命保険の差押に取り組む。</li> <li>・滞納者に対し、児童手当から直接徴収する保護者からの申出による同意徴収の制度の活用を積極的に働きかける。</li> <li>・児童手当について12月支払期から第3子以降分が増額されるため、該当世帯については12月以降の同意徴収額や分割納付額の増額を交渉する。(新規)</li> <li>・公立保育所保育料の滞納者には、公債権として市町村が強制徴収できる「代行徴収」の制度を利用し、滞納処分を行っていく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支払い能力があるにもかかわらず支払わない滞納者には、滞納処分を実施する。</li> <li>・公立保育所の滞納者については、督促状送付後に、所長から直接保護者に、未納保育料を早期に払うように声掛けをする。</li> <li>・新たに未納が発生したものについて、児童手当やボーナスを利用した分納を認め早期完納をめざす。</li> <li>・3ヶ月以上の滞納があるもの、若しくは10万円を超える場合等の者に、早い段階での電話による納付勧奨を行う。</li> <li>・令和6年9月以降の第2子無償化により経済的負担が軽減される世帯に対して、個別に徴収に向けた働きかけを強化する。第2子以降については11月以降より保育料が無償となり、新たな未納の発生額が縮減されていくため、世帯の状況に応じて時期をみながら分納増額を検討する。(新規)</li> <li>・保育料の納期限の周知を行うとともに、口座振替による納付は払い忘れ防止につながるため、より早期から区役所と連携し口座振替加入率の向上をめざす。新規入所内定時に口座振替の勧奨を行う。</li> </ul>

## 令和6年度 未収債権に関する具体の取組状況(10月末)及び今後の取組

こども青少年局	
債権名 保育所保育料	整理番号 030
未収金の解消に向けた取組	未収金の発生抑制に向けた取組
<p>・取組内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・滞納処分がすみやかに実施できるように財産や居所の調査を徹底的に行う。</li> <li>・従来の文書を中心とした督促から、集中的に取り組む対象者には、早い段階から個人の携帯や家庭の電話に架電し督促に取り組む。また、応じない場合は、職場へも電話を行う。</li> <li>・電話での対応や納付状況を確認の上、最終催告書の納期後、滞納者の生活状況を考慮しつつ、支払い能力があるにもかかわらず支払わない滞納者には、差押え等の滞納処分を実施する。</li> <li>・滞納者の生活状況を考慮しつつ、より換価しやすい預貯金・給与・生命保険の差押に取り組む。</li> <li>・滞納者に対し、児童手当から直接徴収する保護者からの申出による同意徴収の制度の活用を積極的に働きかけていく。</li> <li>・公立保育所の滞納者については、督促状送付後に、所長から直接保護者に、未納保育料を早期に払うように声掛けをする。</li> <li>・公立保育所保育料の滞納者には、公債権として市町村が強制徴収できる「代行徴収」の制度を利用し、滞納処分を行っていく。</li> <li>・新たに未納が発生したものについて、児童手当やボーナスを利用した分納を勧奨し、早期完納をめざす。</li> <li>・3か月以上の滞納があるもの、若しくは10万円を超える場合などの方に、早い段階での電話による納付勧奨を行う。</li> <li>・令和6年9月以降の第2子無償化により経済的負担が軽減される世帯に対して、個別に徴収に向けた働きかけを強化する。</li> </ul>	<p>・取組内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・口座振替による納付は保育料の払い忘れ防止につながるため、より早期から区役所と連携し口座振替加入率の向上をめざす。</li> <li>・3月分保育料の未納を未然に防ぐためにも保育料の納期限について、周知を行うとともに、さらなる口座振替加入率の向上をめざす。</li> <li>・仮決定で保育料が最高額につき未納額が増額して行っている保育所利用中の者については、本決定のための市民税申告を働きかけてもらうよう区役所と連携する。</li> <li>・令和5年度の取組を中心に、可能な限り滞納処分を強化する必要がある。</li> </ul>
<p>・10月末現在の取組状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・滞納処分がすみやかに実施できるように財産や居所の調査を徹底的に行った。</li> <li>・従来の文書を中心とした督促から、集中的に取り組む対象者には、早い段階から個人の携帯や家庭の電話に架電し督促に取り組み、応じない場合は、職場へも電話も行った。</li> <li>・電話での対応や納付状況を確認の上、最終催告書の納期後、滞納者の生活状況を考慮しつつ、支払い能力があるにもかかわらず支払わない滞納者には、差押え等の滞納処分を実施した。</li> <li>・滞納者の生活状況を考慮しつつ、より換価しやすい預貯金・給与・生命保険の差押に取り組んだ。</li> <li>・滞納者に対し、児童手当から直接徴収する保護者からの申出による同意徴収の制度の活用を積極的に働きかけた。</li> <li>・公立保育所の滞納者については、督促状送付後に、所長から直接保護者に、未納保育料を早期に払うように声掛けを行った。</li> <li>・公立保育所保育料の滞納者には、公債権として市町村が強制徴収できる「代行徴収」の制度を利用し、滞納処分を行った。</li> <li>・複数月の滞納があるもの、若しくは10万円を超える場合などの方に、早い段階での電話による納付勧奨を行った。</li> </ul>	<p>・10月末現在の取組状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・口座振替による納付は保育料の払い忘れ防止につながるため、より早期から区役所と連携し口座振替加入率の向上をめざした。</li> <li>・市民税未申告につき保育料が仮決定で最高額となっており、未納額が増額して行っている保育所利用中の者については、本決定のための市民税申告を働きかけてもらうよう区役所と連携した。</li> <li>・滞納整理を行う際に仮決定の者については改めて税情報を確認し、既に申告済のものを発見したら区役所へ保育料変更決定を指示し、未収額の縮減に努めた。</li> <li>・令和6年9月以降の第2子無償化周知の際に対象者の保育所保育料の最終納期限について呼びかけを行い、払い漏れを防止した。</li> </ul>

# 令和6年度 市債権回収対策室の徴収状況

(令和6年10月末現在)

## (1) 個別に事案引継を行ったもの

債権名	所管局 (会計)	引継対象、条件	(下段は前年10月末)				
			件数(件)	引継金額 (百万円)	徴収目標額① (百万円)	徴収実績② (百万円)	進捗率(②/①)
国民健康保険料	福祉局 (国保)	国保制度離脱後に社会保険へ 加入及び市外転出の滞納者	1,553	206	81	37	45.7%
			(1,772)	(230)	(90)	(43)	(47.8%)
市 税	財政局	国民健康保険料 との重複滞納	1,728	190	106	47	44.3%
			(1,593)	(185)	(105)	(46)	(43.8%)
合 計 ①			3,281	396	(A) 187	(B) 84	44.9%
			(3,365)	(415)	(A') (195)	(B') (89)	(45.6%)

## (2) 財産調査・滞納処分強化によるもの(区役所との連携による徴収効果額)

債権名	所管局 (会計)	対象条件	(下段は前年10月末)			
			財産調査対象 滞納額(百万円)	徴収効果目標額① (百万円)	徴収効果額② (百万円)	進捗率(②/①)
国民健康保険料	福祉局 (国保)	全ての滞納者	10,035	1,449	514	35.5%
			(9,622)	(1,373)	(558)	(40.6%)
介護保険料	福祉局 (介護)	保険料第1段階(生活保護の受給者等) を除く滞納者	1,226	415	206	49.6%
			(1,314)	(411)	(205)	(49.9%)
合 計 ②			11,261	(C) 1,864	(D) 720	38.6%
			(10,936)	(C') (1,784)	(D') (763)	(42.8%)

合計 ①+②	(下段は前年10月末)		
	徴収目標額(百万円) (A) + (C) ①	徴収実績(百万円) (B) + (D) ②	進捗率(②/①)
	2,051	804	39.2%
(1,979)	(852)	(43.1%)	

## 議題 3

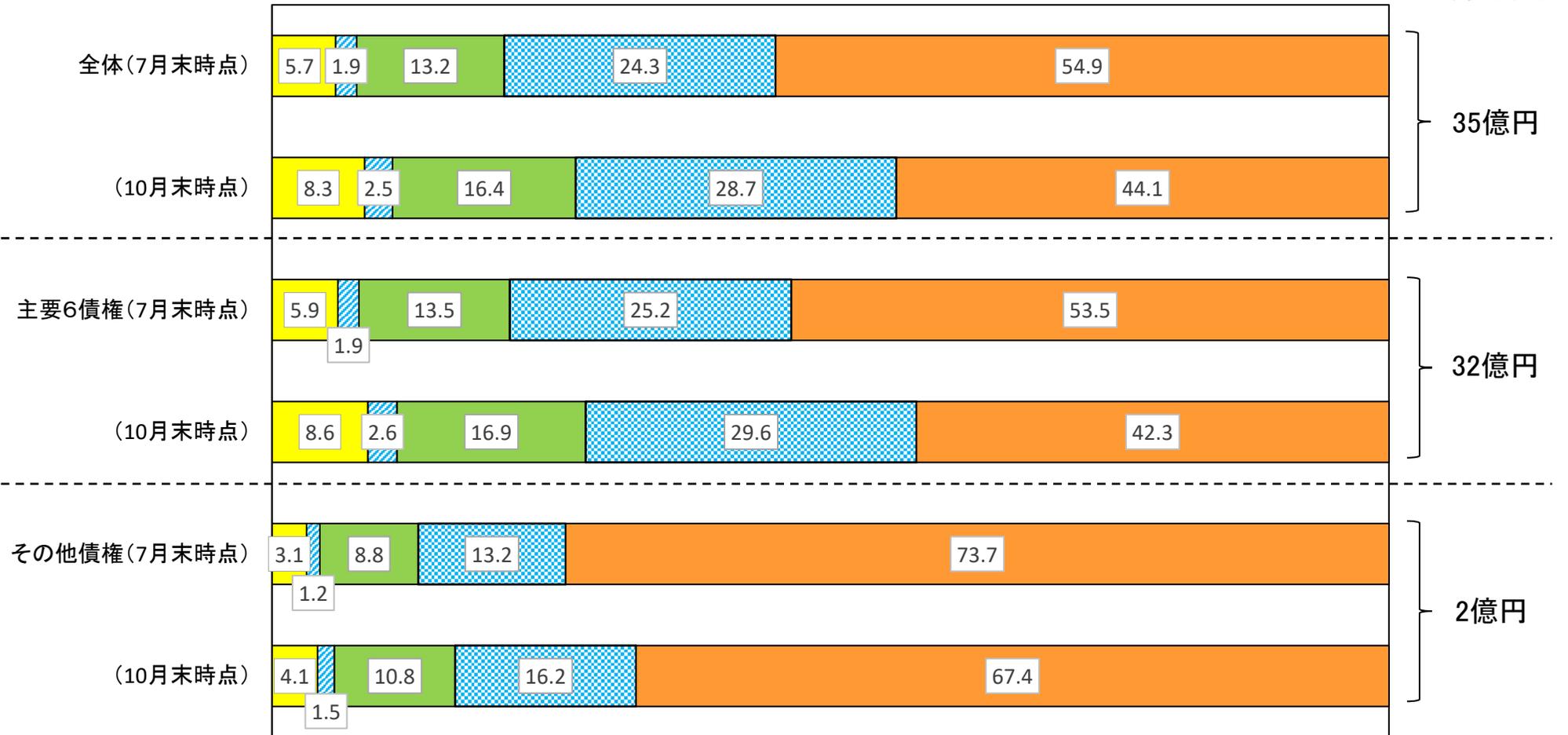
消滅時効期間を経過する予定の債権に対する  
適切な事務処理の徹底について  
(令和6年10月末の状況など)

令和6年度中に消滅時効期間を経過する予定の債権の対応状況比較(全体版)  
(7月末と10月末の比較表)

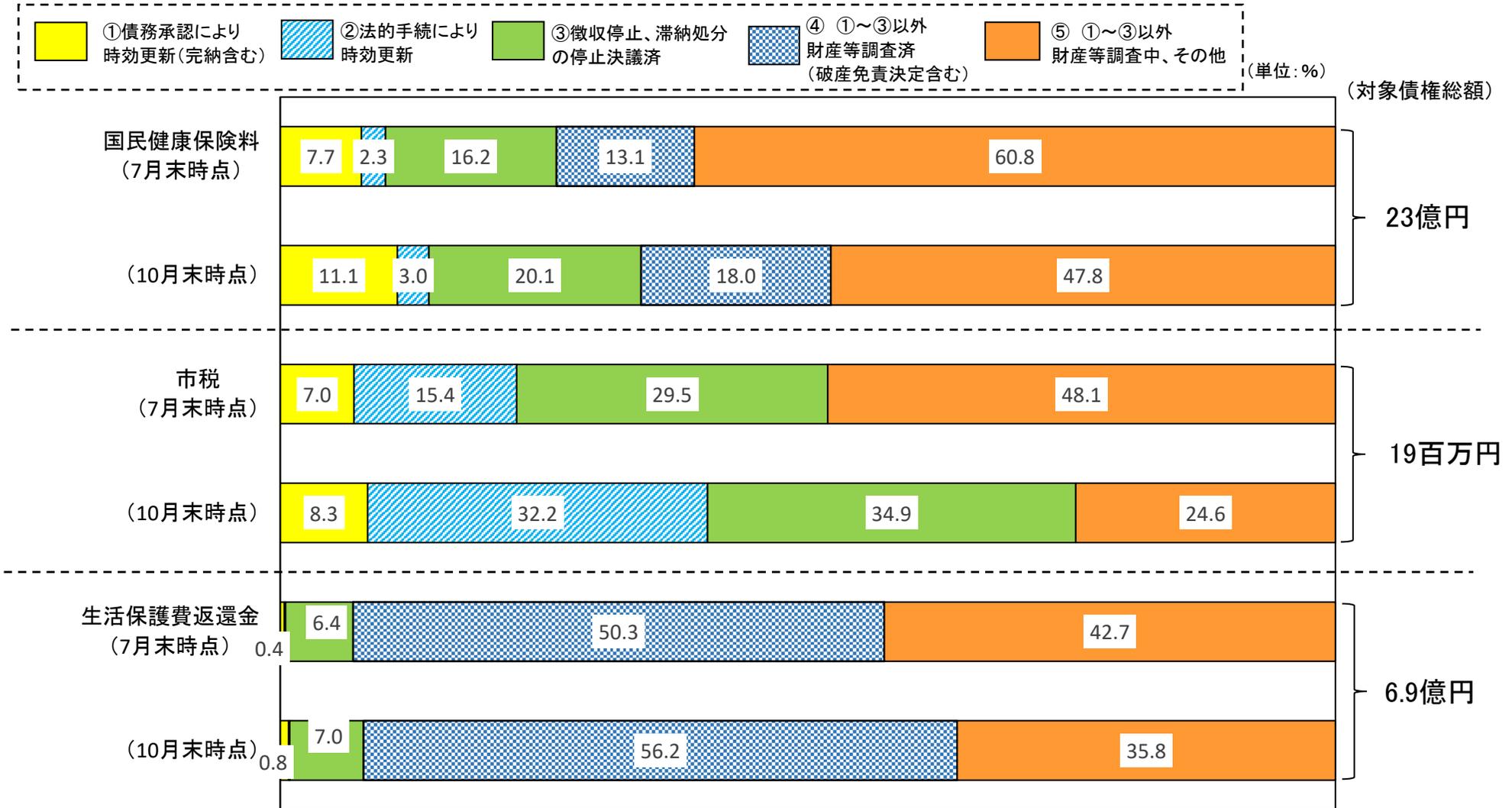
- ①債務承認により時効更新(完納含む)
- ②法的手続により時効更新
- ③徴収停止、滞納処分の停止決議済
- ④ ①~③以外財産等調査済(破産免責決定含む)
- ⑤ ①~③以外財産等調査中、その他

(単位: %)

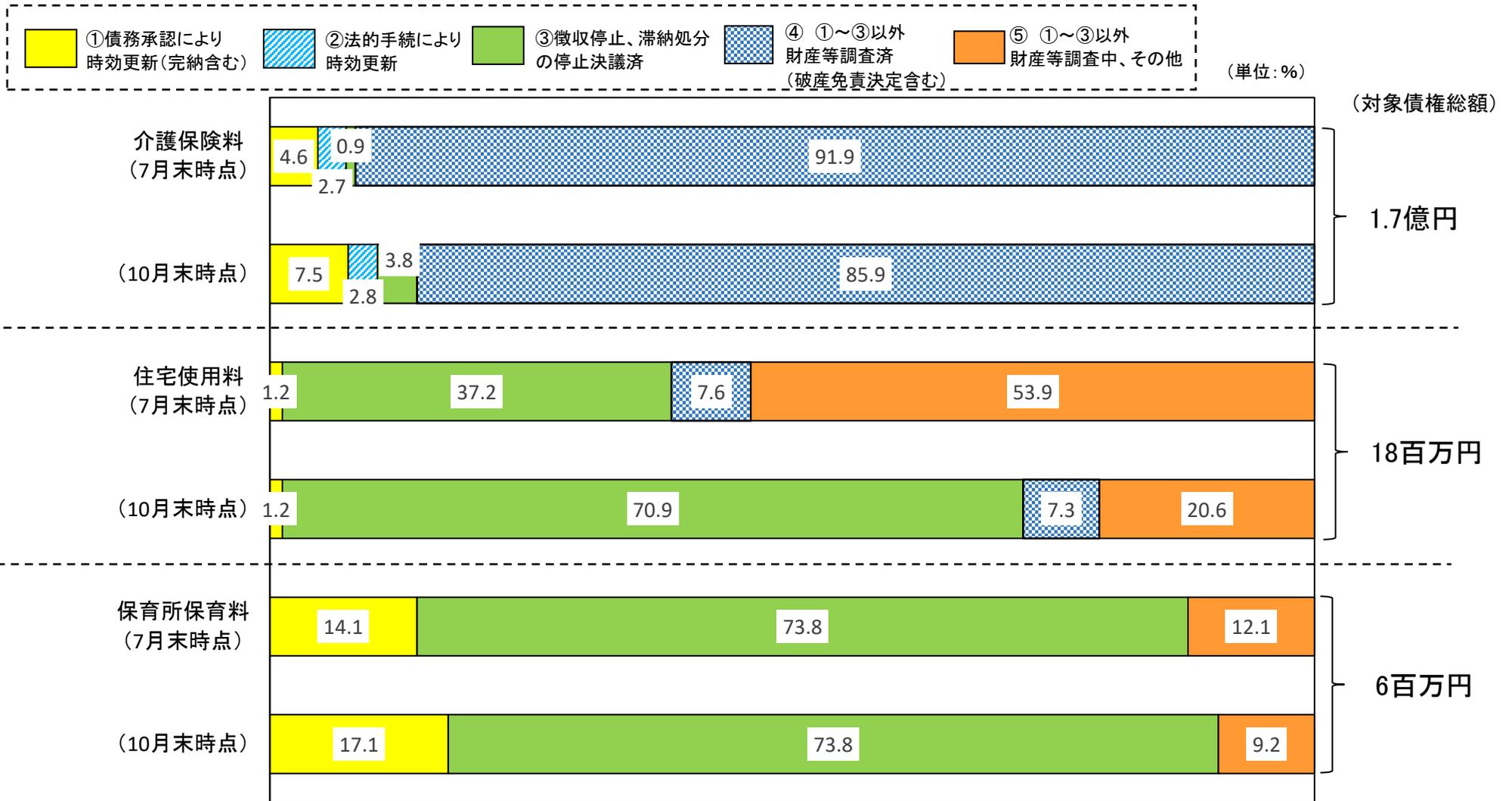
(対象債権総額)



令和6年度中に消滅時効期間を経過する予定の債権の対応状況比較(主要6債権別①)  
(7月末と10月末の比較表)



令和6年度中に消滅時効期間を経過する予定の債権の対応状況比較(主要6債権別②)  
(7月末と10月末の比較表)



## 議題 4

### 行政区別の未収金残高目標について (令和6年10月末の状況)

## 令和6年度行政区別の目標に対する区別徴収率（10月末の状況）

債権名： 国民健康保険料

	令和6年度 10月末徴収率(A)		令和6年度 目標徴収率(B)		令和5年度 10月末徴収率(C)		目標との比較 (A)－(B)		対前年同月比 (A)－(C)	
	過年度	現年度	過年度	現年度	過年度	現年度	過年度	現年度	過年度	現年度
大阪市合計	15.4%	88.9%	27.4%	91.5%	15.8%	90.2%	-12.0%	-2.6%	-0.4%	-1.3%
北区	17.0%	89.9%	30.0%	91.7%	18.1%	90.8%	-13.0%	-1.8%	-1.1%	-0.9%
都島区	22.1%	92.3%	34.4%	92.5%	20.6%	93.3%	-12.3%	-0.2%	1.5%	-1.0%
福島区	21.1%	93.6%	31.8%	95.7%	18.1%	94.6%	-10.7%	-2.1%	3.0%	-1.0%
此花区	10.2%	91.5%	22.7%	90.2%	13.6%	89.5%	-12.5%	1.3%	-3.4%	2.0%
中央区	14.5%	83.6%	29.1%	88.1%	17.0%	85.5%	-14.6%	-4.5%	-2.5%	-1.9%
西区	15.4%	84.2%	27.3%	89.0%	15.3%	85.2%	-11.9%	-4.8%	0.1%	-1.0%
港区	23.9%	91.5%	37.6%	92.9%	22.9%	92.0%	-13.7%	-1.4%	1.0%	-0.5%
大正区	15.8%	89.8%	29.9%	91.9%	17.1%	90.0%	-14.1%	-2.1%	-1.3%	-0.2%
天王寺区	15.9%	92.1%	37.7%	93.5%	21.7%	93.0%	-21.8%	-1.4%	-5.8%	-0.9%
浪速区	16.5%	76.1%	24.5%	82.1%	14.2%	78.2%	-8.0%	-6.0%	2.3%	-2.1%
西淀川区	14.4%	91.7%	21.3%	96.2%	11.1%	92.4%	-6.9%	-4.5%	3.3%	-0.7%
淀川区	13.1%	88.1%	25.2%	90.2%	13.7%	89.3%	-12.1%	-2.1%	-0.6%	-1.2%
東淀川区	15.2%	88.4%	27.2%	90.1%	16.1%	90.0%	-12.0%	-1.7%	-0.9%	-1.6%
東成区	15.9%	88.8%	26.4%	91.3%	15.2%	89.9%	-10.5%	-2.5%	0.7%	-1.1%
生野区	11.5%	83.6%	30.1%	89.1%	14.1%	84.9%	-18.6%	-5.5%	-2.6%	-1.3%
旭区	12.1%	89.5%	20.6%	91.2%	10.5%	91.0%	-8.5%	-1.7%	1.6%	-1.5%
城東区	13.8%	92.7%	25.4%	94.1%	16.2%	94.5%	-11.6%	-1.4%	-2.4%	-1.8%
鶴見区	20.8%	93.5%	31.3%	94.1%	16.0%	94.0%	-10.5%	-0.6%	4.8%	-0.5%
阿倍野区	19.1%	94.9%	34.1%	95.2%	19.3%	96.0%	-15.0%	-0.3%	-0.2%	-1.1%
住之江区	16.1%	92.7%	29.9%	92.9%	18.9%	93.0%	-13.8%	-0.2%	-2.8%	-0.3%
住吉区	13.4%	91.9%	22.1%	94.6%	12.2%	93.7%	-8.7%	-2.7%	1.2%	-1.8%
東住吉区	15.9%	91.6%	23.9%	92.7%	13.8%	92.4%	-8.0%	-1.1%	2.1%	-0.8%
平野区	23.6%	89.7%	36.5%	94.6%	23.7%	91.4%	-12.9%	-4.9%	-0.1%	-1.7%
西成区	12.1%	77.5%	19.8%	82.7%	11.1%	79.9%	-7.7%	-5.2%	1.0%	-2.4%

## 令和6年度行政区別の目標における債権所管の認識について(10月末の状況)

### 債権名:国民健康保険料

#### 1 令和6年度10月末実績について

(前年度同月との比較、各行政区の実績などを踏まえて債権所管としての認識を記載してください。)

過年度分徴収率は、24区中、12区において前年同月実績を上回っているが、12区において前年度同月実績を下回っている。差押の取組状況は、全市的に前年度を上回っているものの、前年度において、保険料率の大幅な増改定の影響により、支払困難な世帯が増えた結果、今年度に繰り越された滞納保険料が前年度よりも増加したことが要因と考えられる。

現年度分徴収率は、24区中、前年同月実績を上回っている区が1区のみとなっている。その要因として、令和5年度に引き続き保険料率の大幅な増改定、介護保険料等の改定により、収納率が高い特別徴収から収納率が低い普通徴収への移行、外国人被保険者の増加や被保険者証の交付方法の変更による不要な調定の増加などの影響が要因と考えられる。

#### ○10月末現在の取組状況

- ・新規口座登録世帯数 28,496世帯(対前年同月比▲8,269世帯) ペイジー利用件数 20,108件(対前年同月比▲11,620件)
- ・口座振替加入率 47.15%(対前年同月比▲2.49%)
- ・滞納処分世帯数 差押予告 13,078世帯(対前年同月比▲1,392世帯) 差押 4,125世帯(対前年同月比+426世帯)

#### 2 令和6年度の目標達成見込みについて

(各行政区の目標達成見込み、達成のための取組などを簡潔に記載してください。)

10月末現在、徴収率の対前年同月比は現年度・過年度ともに全市的に下回っており、今後もマイナ保険証の導入など収納対策を取巻く状況は厳しいものの、さらなる収入額確保をめざし、出納整理期間にむけて、1期滞納者に対するコールセンターからの督促、3期以上滞納者への納付勧奨文書の一斉発送、滞納処分の速やかな執行や法定軽減可能世帯に対する賦課適正化、不現住世帯にかかる居住確認調査の徹底など、様々な取り組みに加えて、未収金残高の多い区への訪問指導とモニタリングによる次年度も見据えた継続的な取組を徹底する。

また、福祉局において収入状況を常に分析したものを区へ情報提供することで、より一層効果的な収納対策を促すなど、区・局・市債権分室が一丸となって目標徴収率の達成及び未収金残高の縮減に努める。

## 令和6年度行政区別の目標に対する区別徴収率（10月末の状況）

債権名： 介護保険料

	令和6年度 10月末徴収率(A)		令和6年度 目標徴収率(B)		令和5年度 10月末徴収率(C)		目標との比較 (A)－(B)		対前年同月比 (A)－(C)	
	過年度	現年度	過年度	現年度	過年度	現年度	過年度	現年度	過年度	現年度
大阪市合計	11.0%	97.3%	18.3%	98.8%	11.4%	97.5%	-7.3%	-1.5%	-0.4%	-0.2%
北区	13.8%	97.1%	27.4%	99.1%	16.3%	97.4%	-13.6%	-2.0%	-2.5%	-0.3%
都島区	13.2%	97.7%	20.4%	99.1%	12.8%	97.7%	-7.2%	-1.4%	0.4%	0.0%
福島区	12.1%	97.7%	25.9%	99.3%	16.7%	98.0%	-13.8%	-1.6%	-4.6%	-0.3%
此花区	13.8%	97.5%	19.4%	98.9%	10.5%	97.6%	-5.6%	-1.4%	3.3%	-0.1%
中央区	9.0%	96.4%	19.6%	98.5%	12.9%	96.6%	-10.6%	-2.1%	-3.9%	-0.2%
西区	8.8%	97.1%	17.5%	98.9%	12.0%	97.4%	-8.7%	-1.8%	-3.2%	-0.3%
港区	8.9%	97.2%	19.3%	98.7%	12.9%	97.5%	-10.4%	-1.5%	-4.0%	-0.3%
大正区	16.0%	97.5%	18.1%	98.8%	10.2%	97.6%	-2.1%	-1.3%	5.8%	-0.1%
天王寺区	15.9%	97.0%	19.3%	99.1%	13.8%	97.3%	-3.4%	-2.1%	2.1%	-0.3%
浪速区	8.5%	95.6%	15.7%	97.4%	8.8%	95.8%	-7.2%	-1.8%	-0.3%	-0.2%
西淀川区	9.3%	97.6%	15.7%	98.8%	9.7%	97.7%	-6.4%	-1.2%	-0.4%	-0.1%
淀川区	11.1%	97.4%	17.0%	98.7%	10.8%	97.4%	-5.9%	-1.3%	0.3%	0.0%
東淀川区	10.5%	97.6%	15.9%	98.8%	9.5%	97.7%	-5.4%	-1.2%	1.0%	-0.1%
東成区	12.1%	97.3%	14.8%	98.9%	9.5%	97.4%	-2.7%	-1.6%	2.6%	-0.1%
生野区	11.0%	95.9%	16.5%	98.0%	10.1%	96.2%	-5.5%	-2.1%	0.9%	-0.3%
旭区	12.6%	97.9%	16.1%	99.1%	10.2%	98.1%	-3.5%	-1.2%	2.4%	-0.2%
城東区	9.4%	97.9%	22.7%	99.2%	13.1%	98.1%	-13.3%	-1.3%	-3.7%	-0.2%
鶴見区	11.6%	97.8%	21.7%	99.2%	14.4%	98.1%	-10.1%	-1.4%	-2.8%	-0.3%
阿倍野区	17.8%	97.6%	20.7%	99.3%	12.5%	97.9%	-2.9%	-1.7%	5.3%	-0.3%
住之江区	8.9%	97.7%	20.3%	99.0%	11.9%	97.8%	-11.4%	-1.3%	-3.0%	-0.1%
住吉区	10.3%	97.5%	15.5%	99.0%	10.3%	97.7%	-5.2%	-1.5%	0.0%	-0.2%
東住吉区	11.5%	97.6%	15.7%	99.0%	10.8%	97.8%	-4.2%	-1.4%	0.7%	-0.2%
平野区	10.9%	97.4%	21.0%	98.8%	13.3%	97.6%	-10.1%	-1.4%	-2.4%	-0.2%
西成区	8.8%	95.8%	16.7%	97.5%	9.9%	96.0%	-7.9%	-1.7%	-1.1%	-0.2%

## 令和6年度行政区別の目標における債権所管の認識について(10月末の状況)

### 債権名:介護保険料

#### 1 令和6年度10月末実績について

(前年度同月との比較、各行政区の実績などを踏まえて債権所管としての認識を記載してください。)

現時点の収納率の現年度分については、2区を除いて前年度同月の収納率を下回っている。  
令和6年度は、特別徴収の仮徴収期間(4月、6月、8月)の収納額が少なくなる年度であるため、10月以降の特別徴収で概ね令和5年度実績と同程度となると見込んでいる。  
なお、過年度分については、12区においては前年度同月を上回っているものの、残り12区において下回っている。  
昨今の物価高騰の影響に加え、今年度の保険料が上昇したことで、納付者にとっては負担が一層増し、過去の未払い分の支払いが困難になる可能性があるが、今後も目標収納率を達成できるよう、引き続き収納対策を強力的に実施していく必要があると考えている。

#### 2 令和6年度の目標達成見込みについて

(各行政区の目標達成見込み、達成のための取組などを簡潔に記載してください。)

現時点での収納率について、現年度分は目標98.8%に対し97.3%となっており、目標達成が可能であるとする。  
過年度分は目標18.3%に対し11.0%となっており、厳しい状況にあると考えているが、今後も目標収納率を達成できるよう引き続き収納対策を強力的に実施していく必要があると考えている。  
目標達成のための取組みとして、区・局担当者による介護保険料収納率向上対策連絡会議を開催し、収納対策についての意識共有を図る。(11月下旬から2月中旬までにかけて第2次収納対策、2月下旬から5月末(出納閉鎖期間)にかけて第3次収納対策を実施)  
また、各区での独自の収納対策については引き続き実施し、新たな取組として、ナッジ理論を活用し、未納が続いた際のリスクを分かり易く伝えるポスターを督促状や催告書と同封する等、区・局全体で収納率向上に努める。

## 令和6年度行政区別の目標に対する区別徴収率（10月末の状況）

債権名： 母子父子寡婦福祉貸付金

	令和6年度 10月末徴収率(A)		令和6年度 目標徴収率(B)		令和5年度 10月末徴収率(C)		目標との比較 (A)－(B)		対前年同月比 (A)－(C)	
	過年度	現年度	過年度	現年度	過年度	現年度	過年度	現年度	過年度	現年度
大阪市合計	4.1%	74.2%	6.4%	89.4%	3.0%	73.2%	-2.3%	-15.2%	1.1%	1.0%
北区	3.0%	72.6%	6.7%	89.0%	4.1%	63.0%	-3.7%	-16.4%	-1.1%	9.6%
都島区	2.3%	75.4%	6.5%	89.8%	3.0%	76.1%	-4.2%	-14.4%	-0.7%	-0.7%
福島区	2.0%	76.0%	8.2%	88.3%	2.7%	73.0%	-6.2%	-12.3%	-0.7%	3.0%
此花区	2.4%	68.5%	5.3%	87.0%	6.4%	80.6%	-2.9%	-18.5%	-4.0%	-12.1%
中央区	2.3%	75.2%	8.0%	90.0%	1.8%	84.0%	-5.7%	-14.8%	0.5%	-8.8%
西区	8.9%	85.9%	3.8%	97.5%	0.2%	85.0%	5.1%	-11.6%	8.7%	0.9%
港区	2.9%	73.0%	9.5%	87.4%	2.4%	75.1%	-6.6%	-14.4%	0.5%	-2.1%
大正区	1.2%	65.3%	4.3%	85.7%	1.3%	67.2%	-3.1%	-20.4%	-0.1%	-1.9%
天王寺区	8.9%	65.9%	7.0%	80.0%	3.9%	63.8%	1.9%	-14.1%	5.0%	2.1%
浪速区	1.1%	52.8%	2.7%	82.3%	0.9%	63.9%	-1.6%	-29.5%	0.2%	-11.1%
西淀川区	2.8%	75.6%	4.8%	89.0%	2.3%	75.1%	-2.0%	-13.4%	0.5%	0.5%
淀川区	7.7%	69.7%	9.7%	88.8%	5.0%	73.0%	-2.0%	-19.1%	2.7%	-3.3%
東淀川区	2.0%	77.5%	4.5%	94.1%	2.0%	67.0%	-2.5%	-16.6%	0.0%	10.5%
東成区	1.3%	80.2%	8.4%	91.9%	4.6%	80.4%	-7.1%	-11.7%	-3.3%	-0.2%
生野区	3.7%	83.1%	6.8%	94.4%	3.5%	81.0%	-3.1%	-11.3%	0.2%	2.1%
旭区	5.8%	72.7%	5.6%	87.4%	3.9%	70.2%	0.2%	-14.7%	1.9%	2.5%
城東区	2.8%	70.4%	7.0%	95.0%	2.7%	67.8%	-4.2%	-24.6%	0.1%	2.6%
鶴見区	7.0%	78.4%	16.6%	93.5%	10.5%	75.6%	-9.6%	-15.1%	-3.5%	2.8%
阿倍野区	2.4%	81.7%	5.4%	92.1%	1.9%	77.2%	-3.0%	-10.4%	0.5%	4.5%
住之江区	2.6%	80.9%	7.7%	96.3%	3.2%	65.4%	-5.1%	-15.4%	-0.6%	15.5%
住吉区	4.5%	77.3%	6.9%	92.2%	3.6%	78.7%	-2.4%	-14.9%	0.9%	-1.4%
東住吉区	8.5%	67.7%	8.0%	80.5%	2.3%	66.1%	0.5%	-12.8%	6.2%	1.6%
平野区	1.7%	80.5%	2.5%	89.8%	1.2%	76.8%	-0.8%	-9.3%	0.5%	3.7%
西成区	4.3%	69.3%	6.8%	87.5%	2.3%	79.9%	-2.5%	-18.2%	2.0%	-10.6%

## 令和6年度行政区別の目標における債権所管の認識について(10月末の状況)

債権名:母子父子寡婦福祉貸付金

## 1 令和6年度10月末実績について

(前年度同月との比較、各行政区の実績などを踏まえて債権所管としての認識を記載してください。)

現年度分の徴収率(74.2%)について、全体としては前年度同月と比較した際に1.0ポイント上回っており、各行政区別では13区で前年度同月の徴収率を上回っている一方、11区で下回っている状況である。また過去5年平均は74.4%であり、現時点での償還率としては例年並みであると考えられる。

過年度分の徴収率(4.1%)について、全体としては前年度同月と比較した際に1.1ポイント上回っており、各行政区別では15区で前年度同月の徴収率を上回っている一方、8区で下回っている(1区は同値)。また過去5年平均は3.9%であり、現時点での償還率としては例年並みであると考えられる。

## 2 令和6年度の目標達成見込みについて

(各行政区の目標達成見込み、達成のための取組などを簡潔に記載してください。)

現年度については、10月以降に新たに償還が始まる事案があり、また10月～1月において償還促進月間の取組みもあるため、9月25日に区担当者むけ説明会を実施し、特に償還開始直後の滞納者への重点的な催告及び納付交渉、償還にかかる口座振替登録の確認及び登録の勧奨を指導したており、徴収率目標の達成できるよう、取組みを続けてまいりたい。

過年度については、毎年度10月からの償還促進月間における滞納者への重点的な催告及び納付交渉を行うとともに、年末にかけて区に対して個別に事務指導を実施することに加え、複数債務者がおり滞納がある場合には他債務者に必ず接触すること、口座振替登録の勧奨及び口座振替不能者への指導の徹底、民間事業者(サービサー)の活用等に着実に取り組むことに加え、今後、財産調査等を実施することで、さらなる納付交渉及び支払督促等へつなげ、徴収率目標の達成に努めてまいりたい。